

入間市の環境調査概要

平成22年度版

(平成13年度から平成22年度)

入 間 市

環境経済部 環境課

目 次

第1章 総 説	1
第1節 入間市の概要	1
1 位置	1
2 地勢	1
3 人口	1
4 気象	1
第2節 環境経済部組織	2
第3節 環境課所掌事務	2
第2章 環境保全事業	3
第1節 大気について	3
1 主要交差点自動車排ガス測定	3
2 大気汚染常時観測（県実施）	6
第2節 水質について	10
1 主要河川等水質調査	10
2 公共用水域の水質測定（県実施）	19
3 宮寺生活雑排水処理施設	21
4 地下水汚染調査	23
5 事業所排水調査	23
第3節 騒音・振動について	24
1 自動車交通騒音調査	24
2 深夜営業騒音指導	26
3 航空機騒音調査（県実施）	26
第4節 悪臭について	27
悪臭調査	27
第5節 地盤沈下について	27
地盤沈下調査（県実施）	27
第6節 ダイオキシン類について	28
大気中ダイオキシン類調査	28
第7節 空閑地の保全について	29
第8節 電波障害について	29
第9節 公害等相談について	30
1 平成22年度の相談状況	30
2 公害等相談の推移	35

第3章 環境衛生事業	36
第1節 狂犬病予防対策について	36
第2節 納骨堂の管理運営について	36
第3節 家庭雑排水処理について	37
第4節 浄化槽について	38
第5節 し尿・浄化槽汚泥の処理について	39
第6節 斎場について	41
参考資料	43
第1節 公害関係分析調査について	43
第2節 河川の魚類調査について	44
第3節 雨水タンクについて	45
第4節 太陽光発電システムについて	46
第5節 ごみ処理・処分等について	47
第6節 下水道普及率について	52
第7節 関係機関・関係団体	53
語句説明	54
アルファベット順	54
50音順	55

第1章 総 説

第1節 入間市の概要

1 位置

都心から40km圏の本市は、埼玉県の南西部に位置し、狭山丘陵・加治丘陵や壮大な茶畑などの緑に恵まれたまちで、面積44,74km²、東西9.3km、南北9.8kmで「打出の小槌」のようなひし形をしています。周囲は、埼玉県所沢市、狭山市、飯能市、東京都青梅市、瑞穂町にそれぞれ接しています。

- ・面積 44,74km²（市街化区域 15.68km²、市街化調整区域 29.06km²）
- ・広 ぼ う 東西 9.3km、南北 9.8km
- ・海 抜 最高 203.5m、最低 58.3m
- ・緯度・経度（市役所） 東経 139°23′、北緯 35°49′

2 地勢

市域全体は、海拔58.3mから203.5mとややなだらかな台地と丘陵からなり、市域の約6分の1を占める茶畑、北西部には入間川、中央部に霞川、南部に不老川が流れていて、豊かな緑と水辺の景観を醸成しています。

地質については、地表が軽い植質壤土で、地下は関東ローム層と呼ばれる砂壤土質の洪積火山灰土でそれぞれ形成され、肥沃な地味はさやま茶を始め野菜などの栽培に適しています。

3 人口

世帯数及び人口の推移（各年10月1日現在）

（世帯数：世帯、人口：人）

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
世帯数	52,896	54,026	54,993	55,735	56,629	57,227	57,845	58,813	59,760	60,430
人 口	148,400	149,334	149,795	149,978	150,266	150,026	149,840	150,423	150,877	150,901

（入間市企画課 人口統計資料より）

4 気象

気象の推移（各年1月～12月）

（気温：℃、湿度：%、雨量（小数点以下四捨五入）：mm）

年		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
気 温	最高	38.6	37.5	36.4	38.1	36.7	37.1	38.9	36.9	35.6	38.0
	最低	-8.2	-5.0	-7.0	-4.8	-5.8	-7.0	-4.1	-5.4	-5.7	-5.8
	平均	14.5	14.7	14.2	15.4	14.4	14.5	15.3	14.8	14.7	15.2
湿度（平均）		71.5	74.4	77.1	74.2	71.7	73.5	71.1	70.8	68.8	71.3
総雨量		1,490	1,604	1,606	1,487	1,318	1,593	1,218	1,733	1,389	1,621

（入間市警防課 気象記録より）

第2節 環境経済部組織

環境課<環境総務担当、環境衛生担当、環境保全担当>

環境政策、環境衛生、公害対策、犬の登録・予防注射、浄化槽の指導等

みどりの課<公園担当、加治丘陵担当、みどり・自然担当>

自然保護、緑化推進、公園の設計・施工、公園の維持・管理、加治丘陵対策等

農政課<農政担当>

農業の振興、家畜伝染病予防、病害虫予防、林業、市民農園、ふれあい朝市等

商工課<商業・観光担当、工業・労政・企業誘致担当>

商工業の振興、住宅資金融資、勤労者福祉、観光等

総合クリーンセンター<清掃指導・ごみ減量推進担当、プラント管理・業務推進担当>

ごみ処理および処分、リサイクルプラザに関する事等

第3節 環境課所掌事務

環境総務担当

- ・環境政策の企画、立案及び調査に関する事。
- ・環境基本計画に関する事。
- ・環境マネジメントシステムに関する事。
- ・地球環境保全の推進に関する事。

環境衛生担当

- ・ねずみ族、昆虫等の駆除に関する事。
- ・狂犬病の予防に関する事。
- ・墓地に関する事。
- ・納骨堂の管理運営に関する事。
- ・家庭雑排水処理施設等の改善に関する事。
- ・衛生自治組織に関する事。
- ・食品衛生組織に関する事。
- ・浄化槽に関する事。
- ・総合クリーンセンターとの連絡調整に関する事。
- ・入間西部衛生組合との連絡調整に関する事。
- ・瑞穂斎場組合との連絡調整に関する事。

環境保全担当

- ・騒音、振動及び悪臭の規制に関する事。
- ・大気汚染、水質汚濁、土壌の汚染及び地盤の沈下防止対策に関する事。
- ・開発行為等における環境保全に係る指導に関する事。
- ・河川の浄化に関する事。
- ・産業廃棄物に関する事。
- ・その他生活環境の保全に関する事。

第2章 環境保全事業

第1節 大気について

大気汚染とは、産業活動などの人間の活動によって、ばい煙、粉じんなどの様々な物質が大気中に排出されることにより、人や動植物等の生活環境を損なうことをいいます。

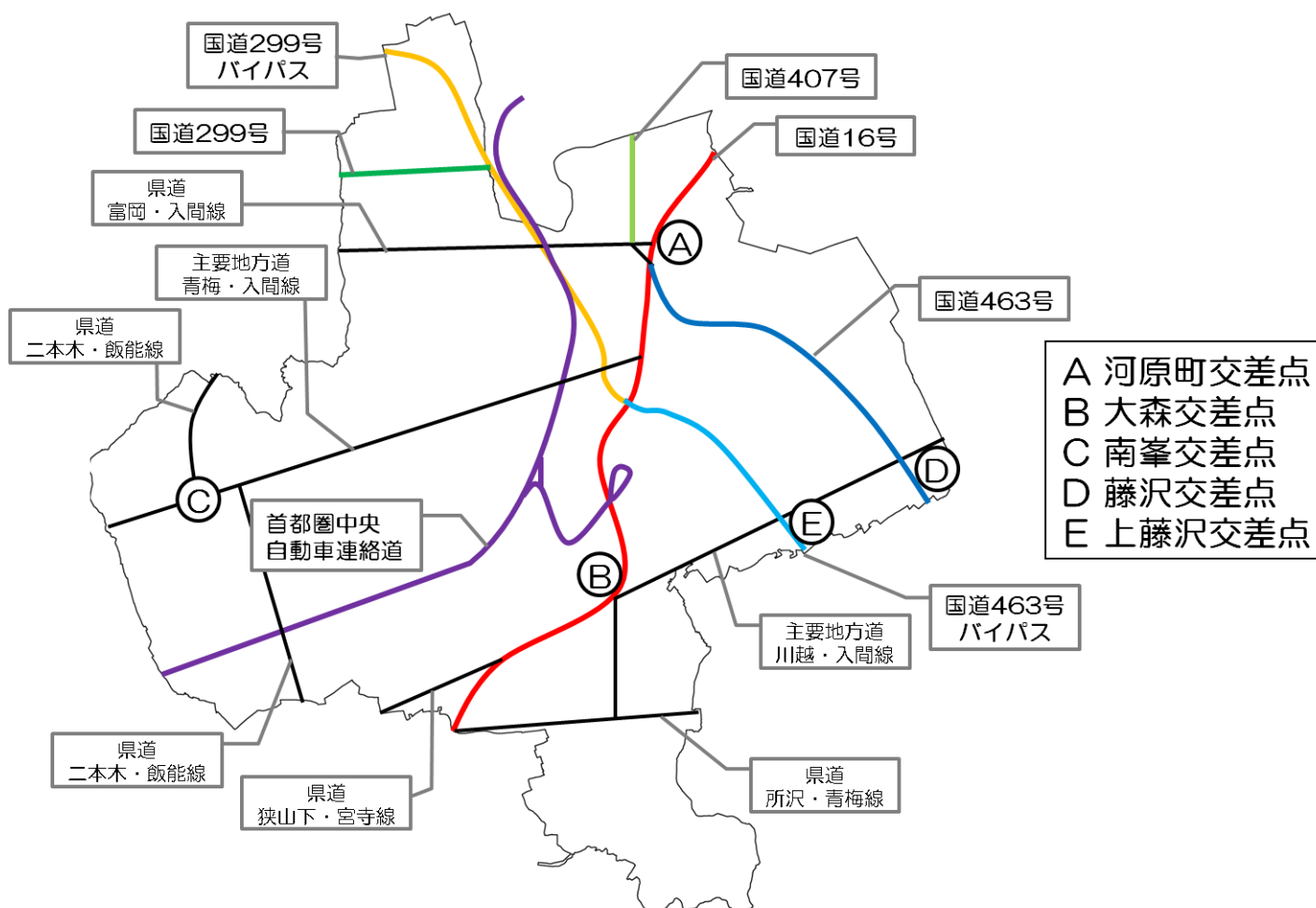
大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（O_x）など11物質について定められています。

1 主要交差点自動車排ガス測定

毎年、市内の主要な道路における自動車排出ガスの影響を把握するために、大気中の窒素酸化物（一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂））、浮遊粒子状物質（SPM）、浮遊粉じん量、ベンゾ（a）ピレン、ベンゼンの濃度を測定しています。これらの物質は、自動車排ガスが主な排出源と考えられており、呼吸器への影響や発がん性が指摘されるなど、健康への影響が懸念される物質です。

現在は次の測定地点のうち、「D 藤沢交差点」は毎年測定を行い、その他の交差点は隔年で測定を行っています。

測定地点地図



①平成 22 年度測定結果

平成 22 年度は、11 月 25 日（木）から 26 日（金）において、「C 南峯交差点」、「D 藤沢交差点」、「E 上藤沢交差点」の 3 地点にて、24 時間の調査を行いました。

結果は次のとおりです。ベンゼン以外は各地点で環境基準を達成することができましたが、ベンゼンは「D 藤沢交差点」にて、環境基準を超過しています（ベンゼンは年間を通じた測定が必要なため、参考としての比較）。また、環境基準はありませんが、「C 南峯交差点」にて、高い粉じん量が確認されました。

調査地点		SPM (mg/m ³)		粉じん量	NO	NO ₂	アゾビレン	ベンゼン	備考
		平均値	最大値	(μg/m ³)	(ppm)	(ppm)	(ng/m ³)	(μg/m ³)	
C 南峯交差点	数値	0.031	0.047	81	0.058	0.026	0.67	2.5	隔年実施
	評価	○	○	-	-	○	-	○	
D 藤沢交差点	数値	0.036	0.061	48	0.077	0.033	0.43	3.1	毎年実施
	評価	○	○	-	-	○	-	×	
E 上藤沢交差点	数値	0.034	0.054	38	0.055	0.028	0.33	2.2	隔年実施
	評価	○	○	-	-	○	-	○	
環境基準		0.10 mg/m ³ 以下	0.20 mg/m ³ 以下	基準なし	基準なし	1時間値の1日平均値 0.06pp	基準なし	3.0 μg/m ³ 以下	

※「評価」の項目は、環境基準の達成状況を示しています。

②測定結果の経年変化 (H13~H22)

測定結果の経年変化は次のとおりです。表中の「評価」の項目は、環境基準の達成状況を示しています。環境基準が定められている物質については、経年変化をグラフで示します。

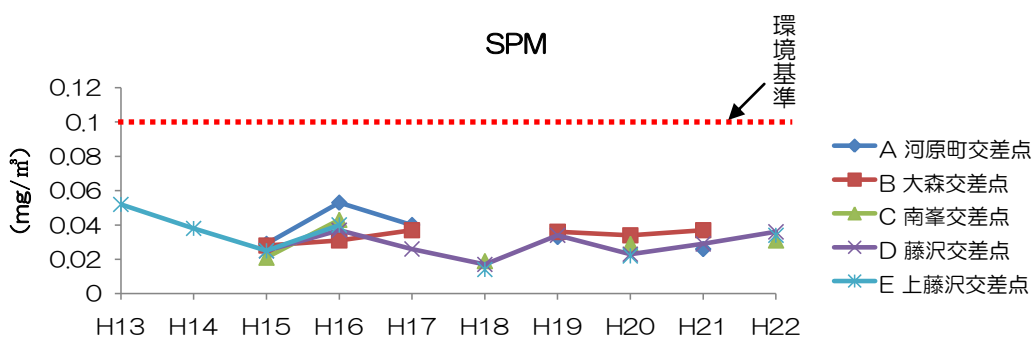
	項目	単位	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	環境基準
A 河原町交差点	SPM	mg/m ³	-	-	0.029	0.053	0.040	-	0.033	-	0.026	-	0.10mg/m ³ 以下
		評価	-	-	○	○	○	-	○	-	○	-	
	粉じん量	μg/m ³	86	86	81	95	75	-	66	-	39	-	-
	NO	ppm	0.072	0.102	0.096	0.188	0.206	-	0.190	-	0.056	-	-
	NO ₂	ppm	0.037	0.041	0.045	0.059	0.038	-	0.041	-	0.025	-	0.06ppm以下
		評価	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	
アゾビレン	ng/m ³	0.41	0.69	0.64	0.52	0.43	-	0.68	-	0.38	-	-	
ベンゼン	μg/m ³	2.2	3.1	3.7	4.4	3.5	-	2.9	-	1.9	-	3.0μg/m ³ 以下	
	評価	○	×	×	×	×	-	○	-	○	-		
B 大森交差点	SPM	mg/m ³	-	-	0.028	0.031	0.037	-	0.036	0.034	0.037	-	0.10mg/m ³ 以下
		評価	-	-	○	○	○	-	○	○	○	-	
	粉じん量	μg/m ³	110	-	67	69	45	-	60	-	41	-	-
	NO	ppm	0.160	-	0.075	0.105	0.090	-	0.126	0.035	0.101	-	-
	NO ₂	ppm	0.046	-	0.041	0.047	0.025	-	0.040	0.024	0.033	-	0.06ppm以下
		評価	○	-	○	○	○	-	○	○	○	-	
アゾビレン	ng/m ³	0.65	-	0.30	0.47	0.45	-	0.79	-	0.53	-	-	
ベンゼン	μg/m ³	2.2	-	2.9	3.1	2.3	-	2.9	2.5	3.6	-	3.0μg/m ³ 以下	
	評価	○	-	○	×	○	-	○	○	×	-		
C 南峯交差点	SPM	mg/m ³	-	-	0.021	0.043	-	0.019	-	0.029	-	0.031	0.10mg/m ³ 以下
		評価	-	-	○	○	-	○	-	○	-	○	
	粉じん量	μg/m ³	100	86	160	180	-	130	-	150	-	81	-
	NO	ppm	0.025	0.067	0.061	0.117	-	0.078	-	0.075	-	0.058	-
	NO ₂	ppm	0.017	0.028	0.029	0.043	-	0.023	-	0.023	-	0.026	0.06ppm以下
		評価	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	
アゾビレン	ng/m ³	1.00	0.50	0.79	0.89	-	0.43	-	0.79	-	0.67	-	
ベンゼン	μg/m ³	1.9	2.9	4.5	5.3	-	3.6	-	3.3	-	2.5	3.0μg/m ³ 以下	
	評価	○	○	×	×	-	×	-	×	-	○		
D 藤沢交差点	SPM	mg/m ³	-	-	0.025	0.037	0.026	0.017	0.034	0.023	0.029	0.036	0.10mg/m ³ 以下
		評価	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
	粉じん量	μg/m ³	110	82	94	92	59	64	60	63	67	48	-
	NO	ppm	0.103	0.118	0.107	0.109	0.120	0.079	0.149	0.104	0.097	0.077	-
	NO ₂	ppm	0.040	0.042	0.043	0.051	0.034	0.032	0.043	0.032	0.036	0.033	0.06ppm以下
		評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
アゾビレン	ng/m ³	0.28	0.88	0.80	0.58	0.50	0.33	0.75	0.81	0.56	0.43	-	
ベンゼン	μg/m ³	4.5	5.0	6.4	5.4	4.6	4.0	5.5	4.7	2.4	3.1	3.0μg/m ³ 以下	
	評価	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×		

項目	単位	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	環境基準
		SPM	mg/m ³	0.052	0.038	0.025	0.040	—	0.014	—	0.022	
	評価	○	○	○	○	—	○	—	○	—	○	—
粉じん量	μg/m ³	91	64	93	120	—	58	—	59	—	38	—
NO	ppm	0.062	0.079	0.077	0.136	—	0.048	—	0.068	—	0.055	—
NO ₂	ppm	0.035	0.034	0.033	0.050	—	0.026	—	0.026	—	0.028	0.06ppm以下
	評価	○	○	○	○	—	○	—	○	—	○	—
ベンゼン	μg/m ³	0.44	0.69	0.50	0.84	—	0.26	—	0.78	—	0.33	—
	評価	○	×	×	×	—	○	—	×	—	○	3.0μg/m ³ 以下
風速	m/s	1.8	1.6	1.5	0.8	0.6	0.5	2.1	0.6	0.5	0.8	—

・SPM（浮遊粒子状物質）

環境基準は、1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下であることです。グラフは、1時間値の1日平均値の経年変化です。

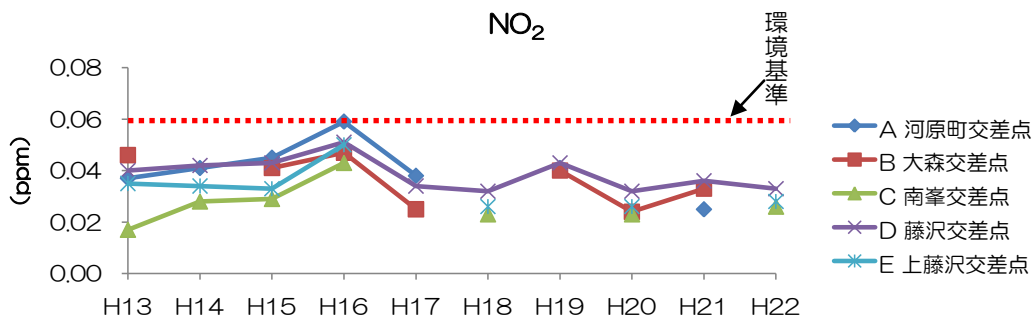
地点間で大きな差は無く、全ての地点で環境基準を達成している状況が続いています。



・NO₂（二酸化窒素）

環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内またはそれ以下であることです。

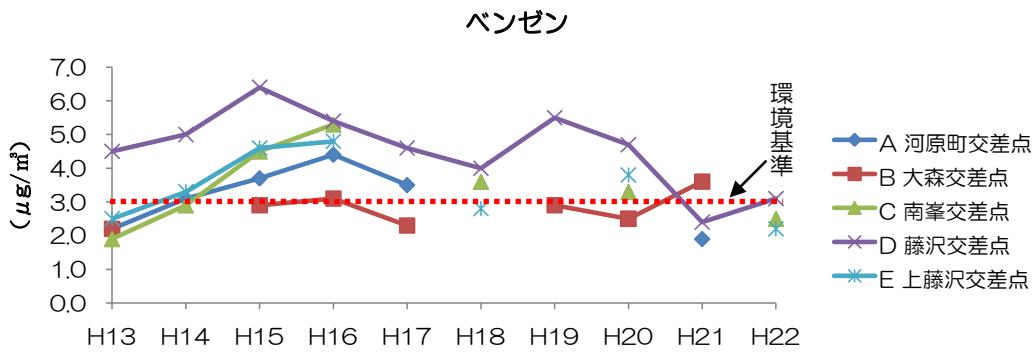
平成16年に「河原町交差点」にて環境基準付近の値でしたが、全ての地点で環境基準を達成している状況が続いています。



・ベンゼン

環境基準は、1年平均値が3.0 μg/m³以下であることです。

環境基準との比較は年間を通じた測定が必要なため、参考としての比較になりますが、様々な地点にて環境基準を超えている状況が続いています。



2 大気汚染常時観測（県実施）

埼玉県では、県内の大気汚染について常時監視を行っていますので、入間市内にある測定局の測定状況について紹介します。

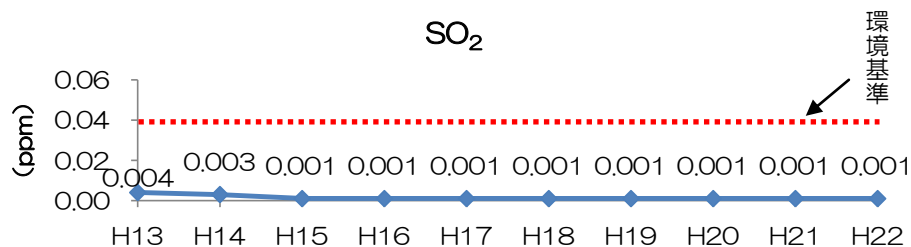
①入間一般環境大気測定局（東町1丁目 富士見公園内）

住宅街等の生活環境における大気汚染状況の測定を行っています。測定物質のうち環境基準が定められている物質の経年変化は次のとおりです。

・二酸化硫黄（SO₂）

環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であることです。

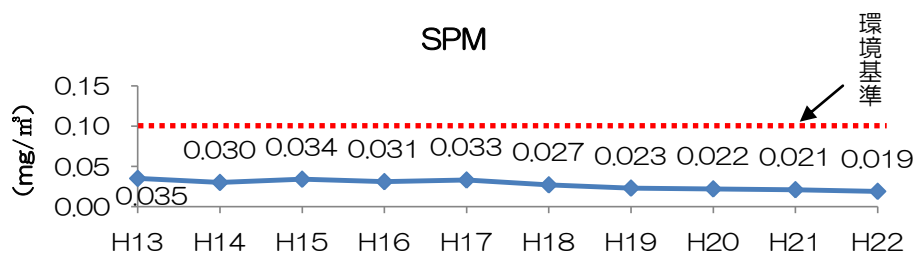
グラフは、1時間値の1日平均値の経年変化です。測定結果は、環境基準を下回る状況が続いています。



・浮遊粒子状物質（SPM）

環境基準は、1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下であることです。

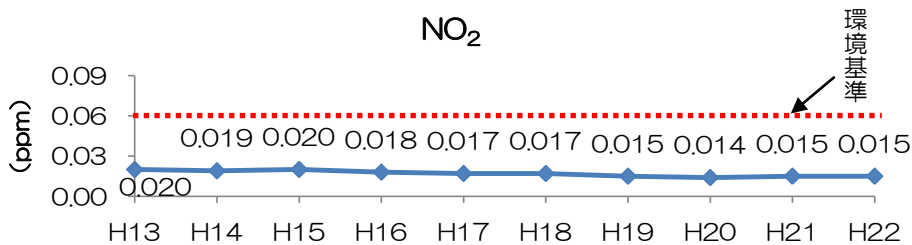
グラフは、1時間値の1日平均値の経年変化です。測定結果は、環境基準を下回る状況が続いています。



・二酸化窒素 (NO₂)

環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内またはそれ以下であることです。

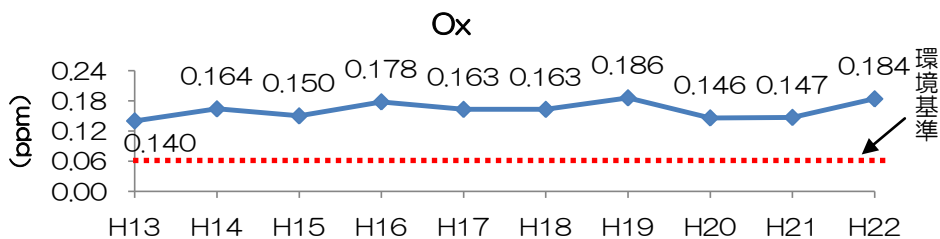
グラフは、年平均値（1 時間値の 1 日平均値）の経年変化です。測定結果は、環境基準を下回る状況が続いています。



・光化学オキシダント (Ox)

環境基準は 1 時間値が 0.06 ppm 以下であることです。

グラフは、昼間の 1 時間値の最高値の経年変化です。測定結果は、環境基準を上回る状況が続いています。



光化学オキシダントは、自動車の排出ガスや工場のばい煙などに含まれている窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線により複雑な光化学反応を起こして生成されます。これらの物質が空中に停留しスモッグ状になることを光化学スモッグといい、ある濃度以上になると人体や植物などに悪影響を与えます。

そのため、県では観測結果に基づき、濃度が高濃度になった際は、注意報や警報を発令しています。市では県の発令を受け、防災行政用無線などを用いて市内に周知を行っています。

なお、発令地区は県内で 8 地区に分けられ、入間市は県南西部地区に含まれます（その他川越市、所沢市、飯能市、狭山市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町）。

光化学スモッグ発令基準

発令区分	発令基準
予報	光化学オキシダント濃度が 0.12 ppm 以上となることが予想されるとき
注意報	オキシダント測定値が 0.12 ppm 以上となったとき
警報	オキシダント測定値が 0.20 ppm 以上となったとき
重大緊急報	オキシダント測定値が 0.40 ppm 以上となったとき

平成 22 年度の発令状況

(単位：日)

	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
県南西部 地 区	注意報	0	1	0	5	5	3	0	14
	警 報	0	0	0	0	0	0	0	0

発令状況の推移 (H13~H22)

(単位：日)

	年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
埼玉県全体	注意報	30	21	19	23	26	16	32	18	14	25
	警 報	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
県南西部 地 区	注意報	19	15	17	14	15	12	21	8	6	14
	警 報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

光化学スモッグによる健康被害の届出件数の推移

(単位：日)

	年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
埼玉県全体	届出件数	0	11	12	2	16	3	4	3	0	4
	届出人数	0	466	218	3	883	36	4	3	0	7
県南西部 地 区	届出件数	0	3	0	0	2	1	2	1	0	2
	届出人数	0	156	0	0	2	2	2	1	0	3

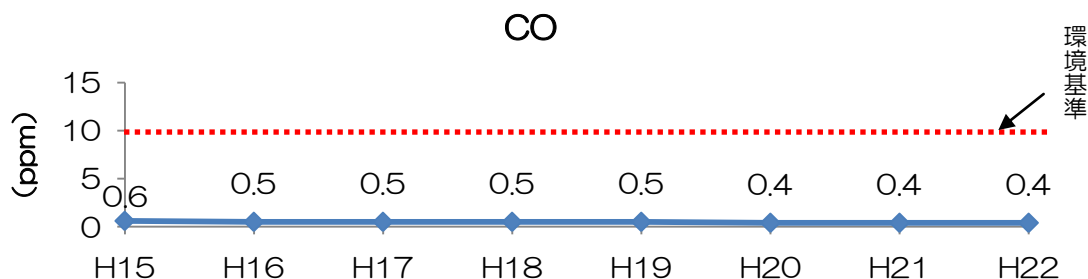
②国設自動車排出ガス測定局（高倉 5 丁目 国道 16 号脇）

自動車排出ガスの影響を受ける道路沿道環境における大気汚染状況の測定を行っています。測定物質のうち環境基準が定められている物質の経年変化は次のとおりです。

・一酸化炭素 (CO)

環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であることです。

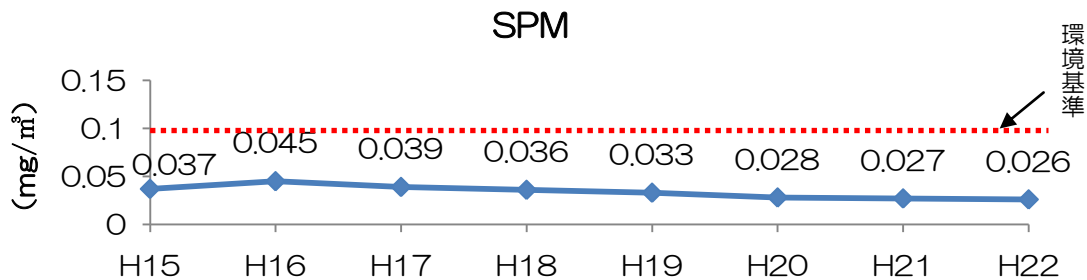
グラフは、1 時間値の 1 日平均値の経年変化です。測定結果は、環境基準を下回る状況が続いています。



・浮遊粒子状物質 (SPM)

環境基準は、1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下であることです。

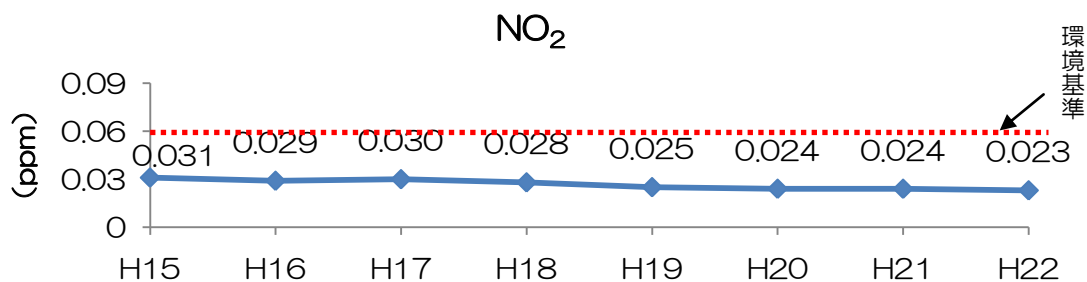
グラフは、1時間値の1日平均値の経年変化です。測定結果は、環境基準を下回る状況が続いています。



・二酸化窒素 (NO₂)

環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内またはそれ以下であることです。

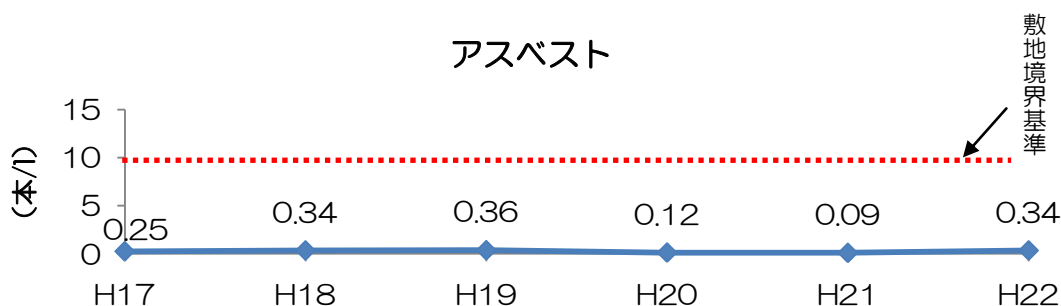
グラフは、年平均値(1時間値の1日平均値)の経年変化です。測定結果は、環境基準を下回る状況が続いています。



・アスベスト (石綿)

環境基準は定められていませんが、大気汚染防止法で定める石綿製品製造事業所の敷地境界基準値として、石綿濃度が10本/l(全種類のアスベストとして)以下と定められています。

敷地境界基準は、石綿の排出等を行う工場・事業場に対してなので参考としての比較になりますが、測定結果は基準を下回る状況が続いています。



第2節 水質について

水質汚濁とは、産業活動による、工場等から公共用水域への排水（地下水を含む）により、公共用水域が汚濁され、人や動植物等の生活環境を損なうことをいいます。

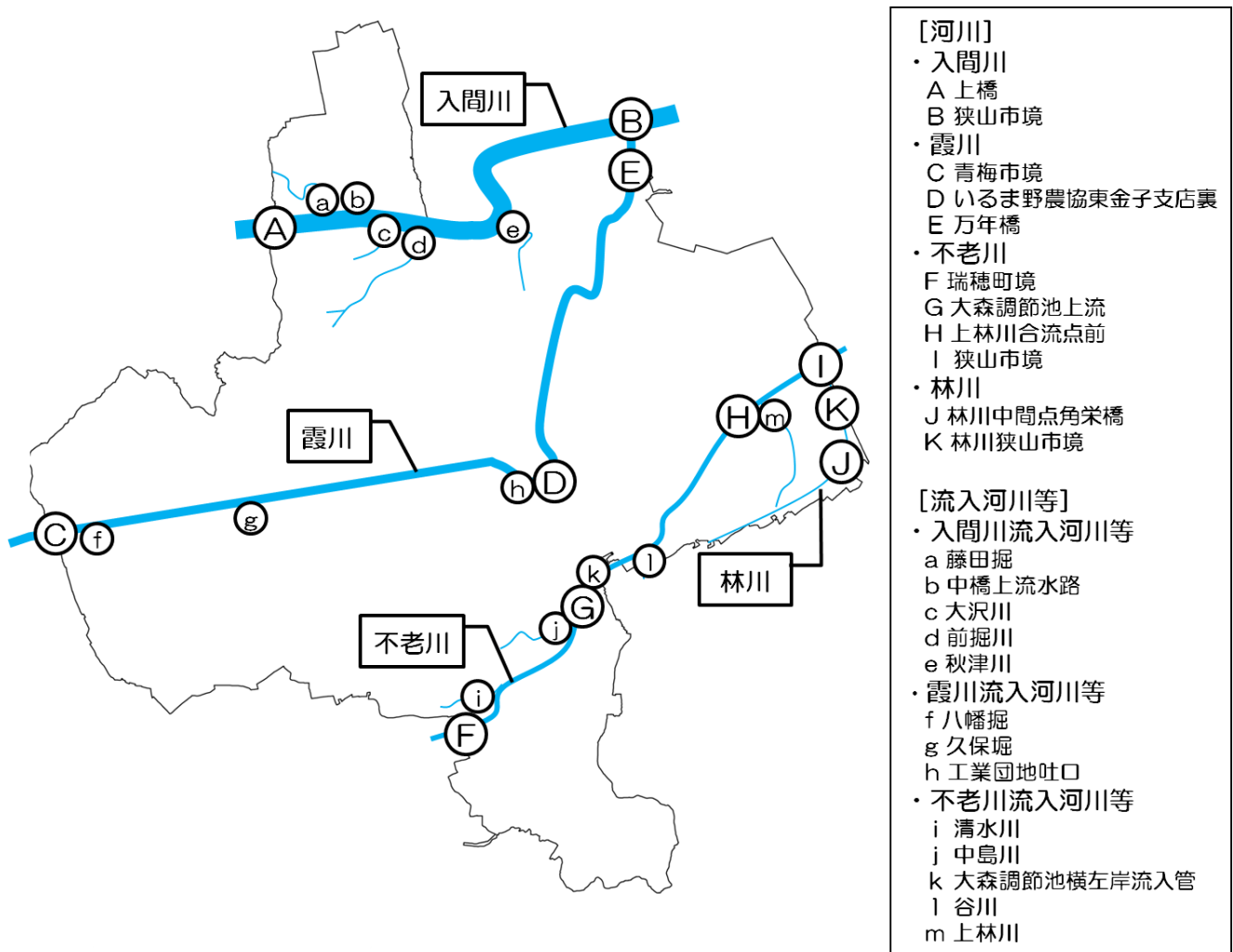
水質汚濁に係る環境基準について、公共用水域に対しては、人の健康の保護に関する基準（カドミウムなど27項目）と生活環境の保全に関する環境基準（河川の類型・基準）が定められています。地下水の水質汚濁に係る環境基準は、カドミウムなど28項目が定められています。

1 主要河川等水質調査

入間市を流れる河川（入間川、霞川、不老川）と、これらの河川に流入する河川等の水質汚濁状況を把握し、今後の環境保全や浄化対策の基礎資料とするため、水質調査を定期的に行っています。

現在は次の地点において、年4回の調査を行っています。測定内容は、pH（水素イオン濃度指数）、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）、DO（溶存酸素量）、MBAS（陰イオン界面活性剤）、流量です。大森調節池上流については、不老川にて人と水生生物等が共生できる望ましい河川環境の創出を図るために、国・県・関係市町村等により策定された「不老川清流ルネッサンスⅡ」のモニタリング計画により、年12回の測定を行っています。

測定地点地図



①測定結果の経年変化（H13～H22）

測定結果の経年変化は次のとおりです。

河川については各河川ごとに、pH、BOD、COD、SS について経年変化をグラフで示します。

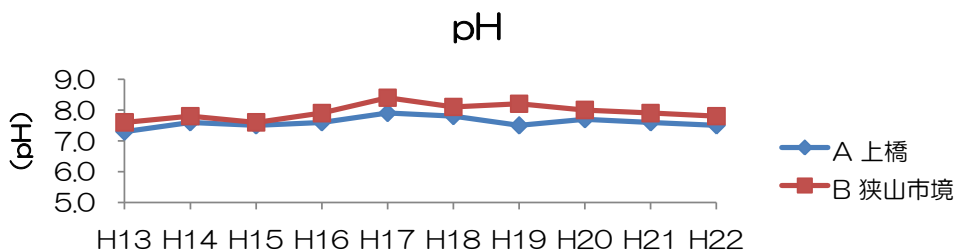
・河川

入間川

入間川	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
A 上橋	pH	—	7.3	7.6	7.5	7.6	7.9	7.8	7.5	7.7	7.6	7.5
	BOD	mg/l	0.8	0.9	0.7	0.7	1.5	1.9	1.4	1.0	0.9	1.1
	COD	mg/l	1.7	1.6	2.0	2.5	2.9	3.0	2.4	1.7	2.1	2.1
	SS	mg/l	3	2	3	2	2	2	1	2	2	1
	DO	mg/l	10	10	11	10	10	10	11	10	10	10
	MBAS	mg/l	0.02	0.02	—	0.02	0.02	0.02	0.03	0.01	0.10	0.03
	流量	m ³ /s	4.50	2.20	—	2.40	1.50	2.30	2.30	5.10	2.60	2.60
B 狭山市境	pH	—	7.6	7.8	7.6	7.9	8.4	8.1	8.2	8.0	7.9	7.8
	BOD	mg/l	0.9	1.0	0.8	1.0	1.9	1.4	1.5	1.0	0.9	1.0
	COD	mg/l	2.0	1.7	1.7	2.6	3.7	2.7	2.4	1.8	2.1	2.3
	SS	mg/l	4	2	3	3	5	2	3	4	3	2
	DO	mg/l	10	10	11	11	13	11	12	11	11	10
	MBAS	mg/l	0.02	0.02	—	0.03	0.02	0.03	0.03	0.02	0.03	0.03
	流量	m ³ /s	5.70	2.30	—	2.70	—	—	—	—	—	—

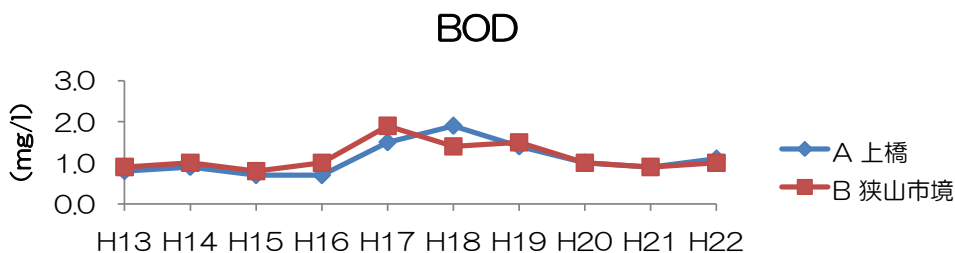
pH

地点間で大きな差は無く、値もほぼ横ばいで推移しています。



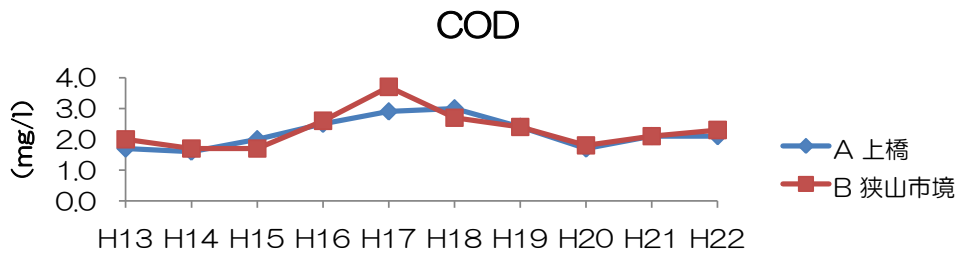
BOD

地点間で大きな差は無く、値もほぼ横ばいで推移しています。



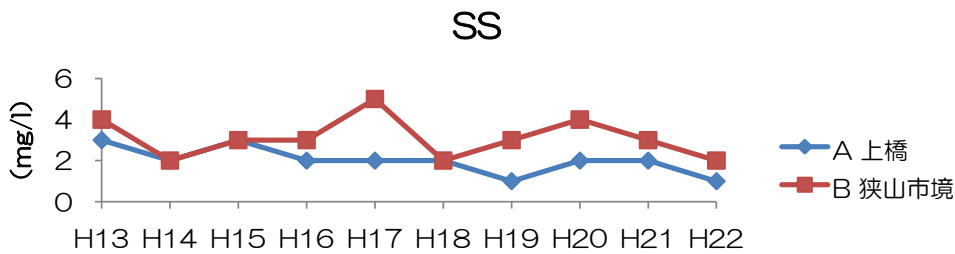
COD

地点間で大きな差は無く、値もほぼ横ばいで推移しています。



SS

地点間で大きな差は無く、値もほぼ横ばいで推移しています。

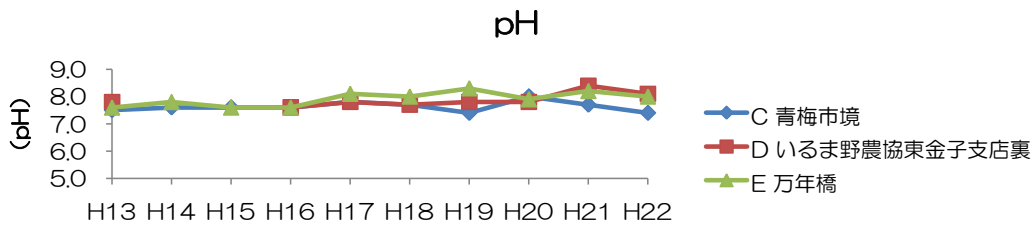


霞川

霞川	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
C 青梅市境	pH	—	7.5	7.6	7.6	7.6	7.8	7.7	7.4	8.0	7.7	7.4
	BOD	mg/l	2.9	1.4	1.6	1.7	1.2	2.5	1.6	0.7	1.2	0.8
	COD	mg/l	4.0	2.3	2.6	3.4	3.2	3.6	2.5	1.7	2.1	1.9
	SS	mg/l	7	3	3	7	8	4	4	5	5	4
	DO	mg/l	11	11	11	11	9.9	10	11	9.7	10	10
	MBAS	mg/l	0.02	0.02	—	<0.02	0.04	0.05	0.04	0.02	0.03	0.02
	流量	m3/s	0.21	0.09	—	0.10	0.04	0.06	0.10	0.20	0.17	0.10
D いるま野農協 東金子支店裏	pH	—	7.8	—	—	7.6	7.8	7.7	7.8	7.8	8.4	8.1
	BOD	mg/l	4.1	—	—	4.2	6.4	4.8	3.4	1.7	1.8	2.6
	COD	mg/l	5.2	—	—	6.1	7.9	6.4	4.5	2.9	3.0	4.0
	SS	mg/l	10	—	—	7	8	6	5	2	4	7
	DO	mg/l	10	—	—	10	10	10	9.8	9.6	10	10
	MBAS	mg/l	0.03	—	—	0.10	0.10	0.12	0.13	0.08	0.06	0.09
	流量	m3/s	0.37	—	—	0.27	—	—	—	—	—	—
E 万年橋	pH	—	7.6	7.8	7.6	7.6	8.1	8.0	8.3	7.9	8.2	8.0
	BOD	mg/l	2.4	2.0	1.9	1.8	2.1	2.3	2.3	1.0	1.3	1.3
	COD	mg/l	4.3	4.5	4.8	4.6	5.5	4.5	4.0	2.1	2.8	3.1
	SS	mg/l	6	4	6	5	8	4	5	2	5	6
	DO	mg/l	9.7	10	10	10	9.3	9.3	9.7	9.6	9.7	10
	MBAS	mg/l	0.07	0.04	0.06	0.04	0.15	0.08	0.05	0.04	0.05	0.05
	流量	m3/s	0.44	0.21	0.20	0.22	—	—	—	—	—	—

pH

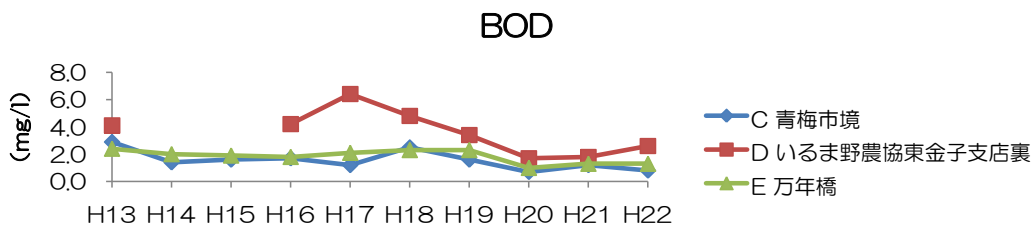
地点間で大きな差は無く、値もほぼ横ばいで推移しています。



BOD

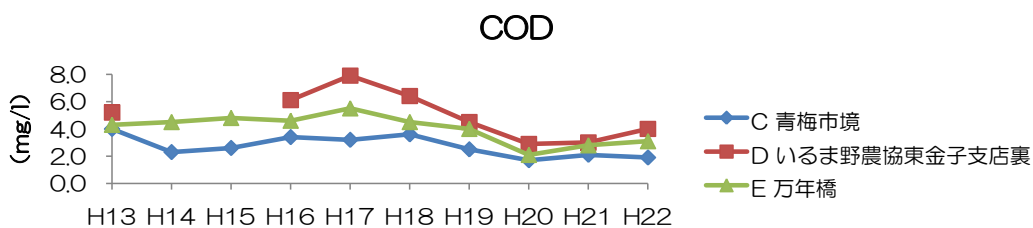
「D いるま野農協東金子支店裏」は値の高い年から年々減少していましたが、ここ数年は上昇の傾向にあります。

その他の2地点では値はほぼ横ばいで推移しています。



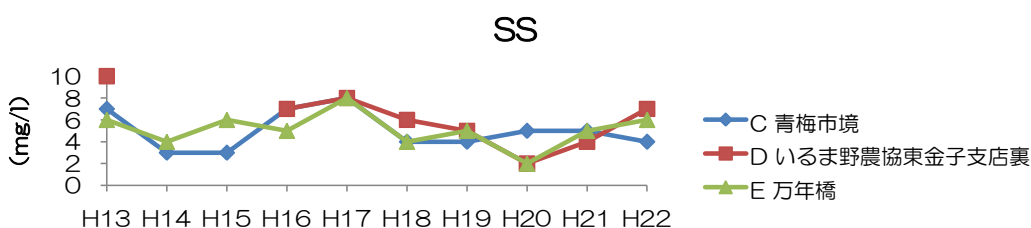
COD

「D いるま野農協東金子支店裏」、「E 万年橋」、「C 青梅市境」の順で値が高い傾向にあります。「D いるま野農協東金子支店裏」にて若干値が増加の傾向にあります。その他の2地点では、値はほぼ横ばいで推移しています。



SS

地点間で大きな差は無く、値もほぼ横ばいで推移しています。

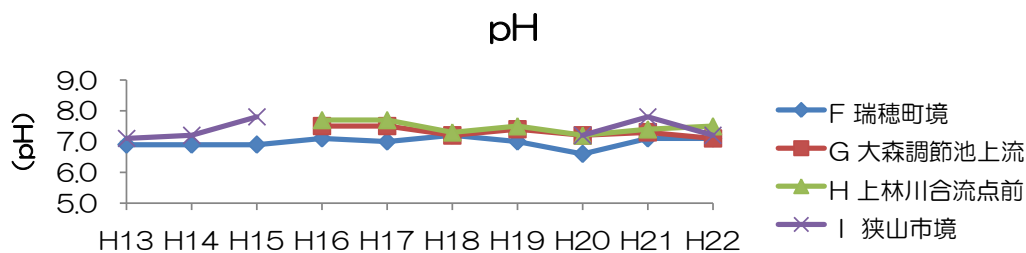


不老川

不老川	年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
F 瑞穂町境	pH	—	6.9	6.9	6.9	7.1	7.0	7.2	7.0	6.6	7.1	7.1
	BOD	mg/l	10	4.1	4.1	18	7.0	1.9	5.2	3.4	11	3.7
	COD	mg/l	12	7.6	8.6	18	9.9	5.0	8.0	4.3	16	7.1
	SS	mg/l	10	18	15	15	4	1	2	10	9	5
	DO	mg/l	6.4	7.2	7.2	6.3	8.9	10	11	8.6	8.3	9.1
	MBAS	mg/l	0.37	0.16	—	0.21	0.07	0.08	0.08	0.07	0.20	0.10
	流量	m ³ /s	0.06	0.05	—	0.09	—	—	—	—	—	—
G 大森調節池上流 年12回 平均値	pH	—	—	—	—	7.5	7.5	7.2	7.4	7.2	7.3	7.1
	BOD	mg/l	—	—	—	6.0	6.2	3.1	5.9	3.1	4.9	4.2
	COD	mg/l	—	—	—	7.8	8.3	5.2	7.5	4.3	6.7	5.4
	SS	mg/l	—	—	—	3	3	2	4	2	4	5
	DO	mg/l	—	—	—	9.7	8.8	9.5	10	9.6	8.9	8.9
	MBAS	mg/l	—	—	—	0.16	0.09	0.16	0.20	0.14	0.15	0.13
	流量	m ³ /s	—	—	—	0.17	0.11	0.13	0.10	0.19	0.09	0.14
H 上林川合流点前	pH	—	—	—	—	7.7	7.7	7.3	7.5	7.2	7.4	7.5
	BOD	mg/l	—	—	—	2.4	4.6	4.3	6.2	3.7	4.4	5.2
	COD	mg/l	—	—	—	5.3	8.0	4.4	5.8	3.7	4.3	5.4
	SS	mg/l	—	—	—	4	5	4	7	4	5	7
	DO	mg/l	—	—	—	11	10	10	11	9.5	10	10
	MBAS	mg/l	—	—	—	0.05	0.06	0.09	0.11	0.10	0.11	0.09
	流量	m ³ /s	—	—	—	0.44	—	—	—	—	—	—
I 狭山市境	pH	—	7.1	7.2	7.8	—	—	—	—	7.2	7.8	7.2
	BOD	mg/l	2.4	2.4	2.8	—	—	—	—	3.3	3.6	2.8
	COD	mg/l	4.9	4.8	7.1	—	—	—	—	3.5	4.5	4.5
	SS	mg/l	10	3	9	—	—	—	—	3	7	6
	DO	mg/l	10	11	9.5	—	—	—	—	10.0	10	10
	MBAS	mg/l	0.04	0.05	0.14	—	—	—	—	0.07	0.10	0.08
	流量	m ³ /s	0.50	0.42	0.43	—	—	—	—	—	0.2	0.30

pH

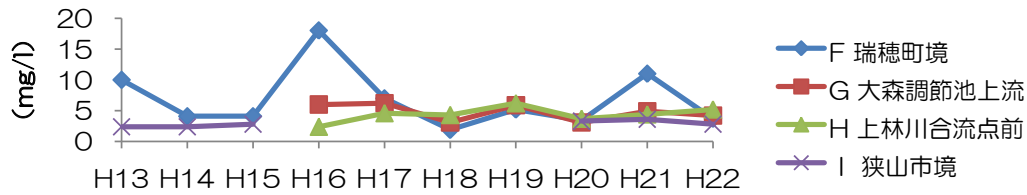
地点間で大きな差は無く、値もほぼ横ばいで推移しています。



BOD

「F 瑞穂町境」にて値の高い年がみられます。その他の地点では地点間で大きな差は無く、値はほぼ横ばいで推移しています。

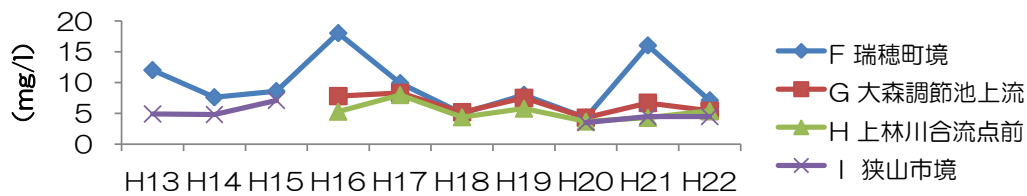
BOD



COD

「F 瑞穂町境」にて値の高い年がみられます。その他の地点では地点間で大きな差は無く、値はほぼ横ばいで推移しています。

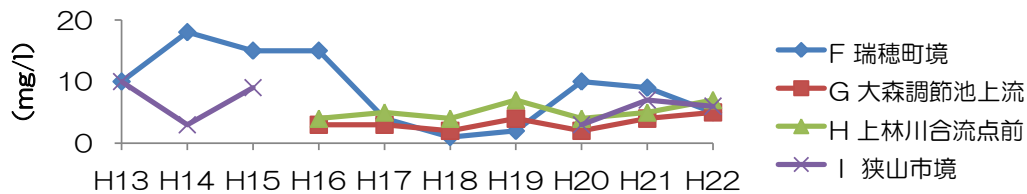
COD



SS

「F 瑞穂町境」にて値の高い年があり、経年変化も大きくなっています。その他の地点では、ここ数年は地点間で大きな差は無く、値はほぼ横ばいで推移しています。

SS

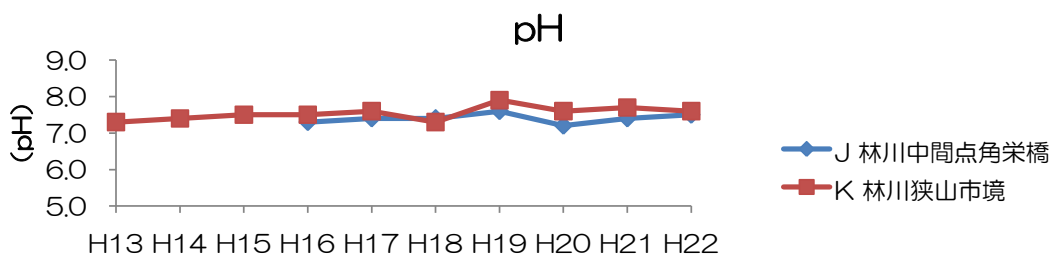


林川

林川	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
J 林川 中間点 角栄橋	pH	—	—	—	—	7.3	7.4	7.4	7.6	7.2	7.4	7.5
	BOD	mg/l	—	—	—	19	26	15	17	18	12	11
	COD	mg/l	—	—	—	21	25	21	15	15	11	11
	SS	mg/l	—	—	—	8	12	7	8	8	8	6
	DO	mg/l	—	—	—	3.8	4.0	4.4	5.1	6.2	6.1	5.6
	MBAS	mg/l	—	—	—	1.20	0.13	0.95	1.10	1.20	0.78	0.45
	流量	m3/s	—	—	—	0.02	—	—	—	—	—	—
K 林川 狭山市境	pH	—	7.3	7.4	7.5	7.5	7.6	7.3	7.9	7.6	7.7	7.6
	BOD	mg/l	7.7	15	15	18	17	9.0	8.8	6.3	4.8	7.9
	COD	mg/l	12	18	17	19	20	10	10	8.0	7.1	7.8
	SS	mg/l	4	11	8	10	8	3	6	4	3	3
	DO	mg/l	4.9	4.3	3.6	4.2	7.0	7.7	8.8	9.2	10	9.2
	MBAS	mg/l	0.60	1.40	—	0.55	0.11	0.21	0.19	0.35	0.14	0.14
	流量	m3/s	0.03	0.04	—	0.02	—	—	—	—	—	—

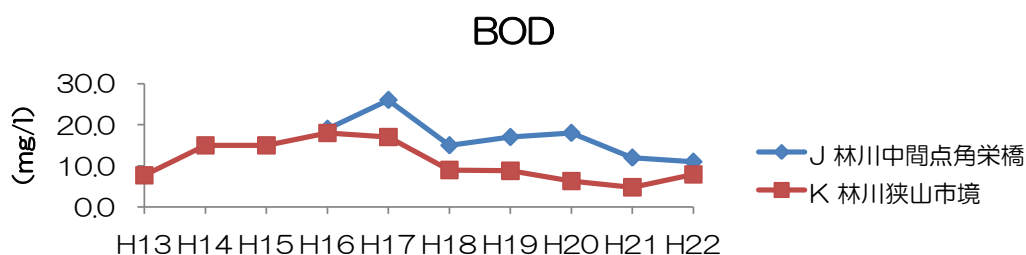
pH

地点間で大きな差は無く、値もほぼ横ばいで推移しています。



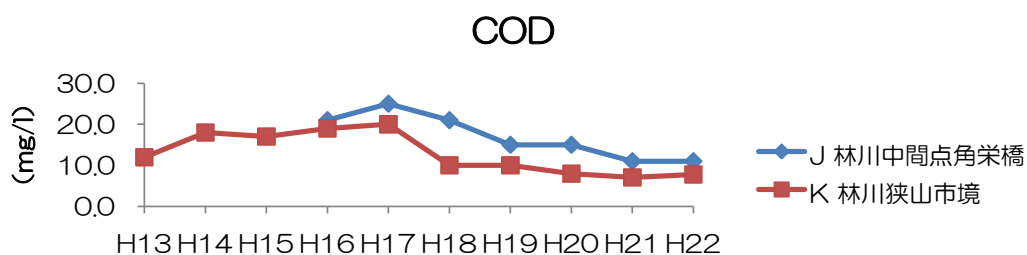
BOD

上流である「J 林川中間点角栄橋」の方が下流の「K 林川狭山市境」よりも値が高い傾向にあります。両地点とも、値は若干減少の傾向がみられます。



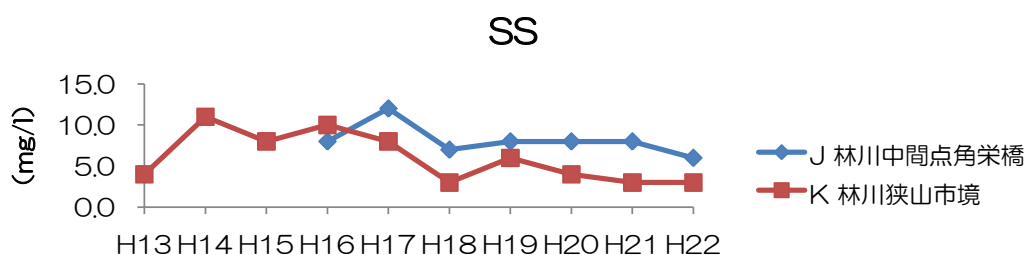
COD

上流である「J 林川中間点角栄橋」の方が下流の「K 林川狭山市境」よりも値が高い傾向にあります。両地点とも、値は若干減少の傾向がみられます。



SS

上流である「J 林川中間点角栄橋」の方が下流の「K 林川狭山市境」よりも値が高い傾向にあります。両地点とも、値はほぼ横ばいで推移しています。



・流入河川等 (BOD 値)

入間川流入河川等

	(mg/l)										
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
a 藤田堀	7.0	4.5	6.8	5.9	4.9	6.4	5.5	11	5.5	4.8	
b 中橋上流水路	-	-	-	4.6	4.8	8.1	4.3	6.6	6.6	3.3	
c 大沢川	7.4	33	14	19	21	8.9	5.3	2.9	3.1	5.1	
d 前堀川	2.5	3.0	2.1	1.9	1.5	2.2	2.0	1.4	1.5	1.9	
e 秋津川	1.6	1.5	-	1.9	1.9	2.6	1.7	1.4	1.3	1.4	

霞川流入河川等

	(mg/l)										
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
f 八幡堀	2.4	5.3	-	3.9	5.9	2.4	3.2	6.8	2.7	2.0	
g 久保堀	23	13	16	19	52	20	20	10	5.6	6.4	
h 工業団地吐口	12	13	57	20	23	27	12	6.4	9.8	7.3	

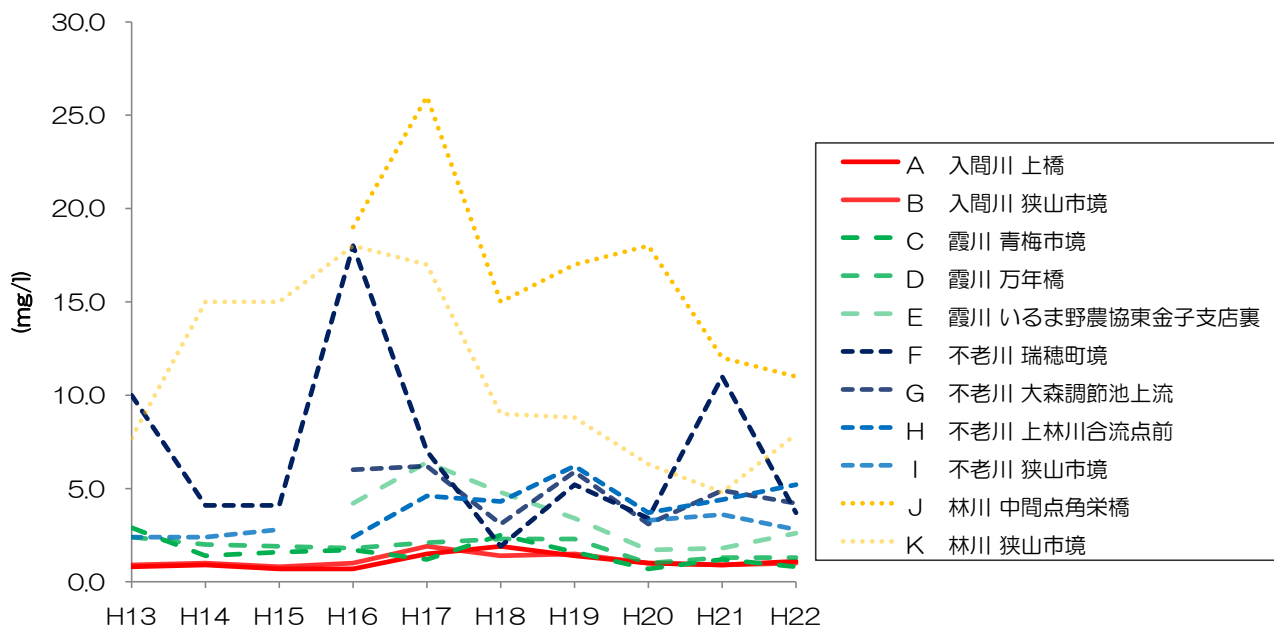
不老川流入河川等

	(mg/l)									
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
i 清水川	4.6	4.5	7.7	4.2	18	6.2	7.2	2.9	5.1	5.1
j 中島川	14	8.0	8.7	9.9	11	9.4	10	6.3	9.3	7.1
k 大森調節池横左岸流入管	-	-	-	-	-	-	-	-	10	7.0
l 谷川	4.1	4.6	2.7	5.6	3.9	3.9	5.0	2.3	3.1	6.4
m 上林川	3.3	5.6	-	4.2	5.9	3.8	3.8	3.8	2.8	4.7

②各河川 BOD 経年変化の地点間比較

各河川における測定地点の BOD の経年変化を次に示します。林川、不老川、霞川、入間川の順で値が高い傾向にあります。これは、河川規模及び水量に対する生活雑排水などの流入の割合によるものだと考えられます。「F 不老川瑞穂町境」、「J 林川中間点角栄橋」、「K 林川狭山市境」では年により値に大きな変化がありますが、第 2 節 1-①の測定結果中の過去の流量データによると、これらの地点が他の地点よりも流量が少ないこと (0.1 m³/s 以下) が変化の要因だと考えられます。その他の地点では値はほぼ横ばいです。

各河川BOD経年変化



2 公共用水域の水質測定（県実施）

河川の水質調査は、埼玉県でも実施しています。県では、各河川に環境基準点を設け、水質汚濁の状況を監視しています。環境基準点では、健康項目（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい項目）と、生活環境項目（生活環境を保全する上で維持されることが望ましい項目）において基準を定めています。健康項目は全ての公共用水域において一律に適用されますが、生活環境項目は河川類型（利水目的等に基づいて、河川をAA～Eの6つに区分したもの）ごとに基準値が異なります。

ここでは参考として、入間市及び入間市に近接した基準点における平成13年度～22年度のBOD値の環境基準達成状況について紹介します。環境基準との比較は、75%値を用いて行います。なお、ここで紹介する基準点において、この10年間は健康項目の基準超過はありません。

①入間川

基準点は給食センター前（飯能市）、落合橋（川島町/川越市）、入間大橋（川越市）です。

河川類型はA類型（入間大橋と落合橋は平成17年にB類型からA類型に変更）で、A類型におけるBODの環境基準は2 mg/m³以下（B類型は3 mg/m³以下）です。

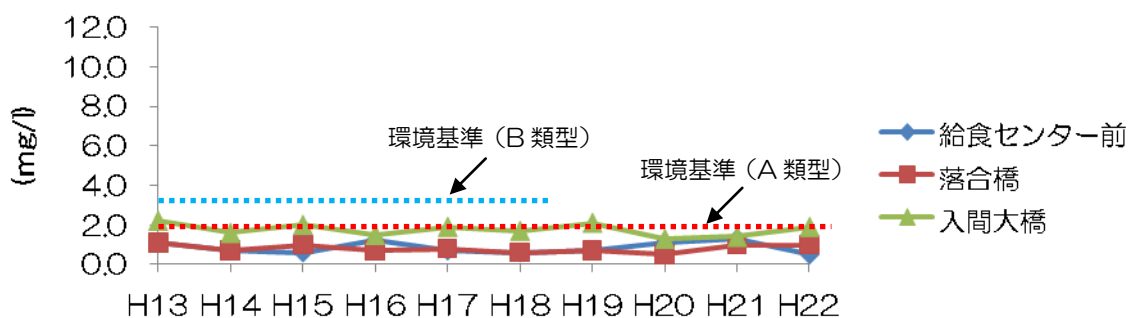
BOD（75%値）の経年変化は次のとおりです。環境基準との比較についてはグラフで示します。

各地点とも値は横ばいで、平成19年度の入間大橋にて2.1 mg/m³でしたが、その他の年・地点では基準を下回っています。

BOD（75%値）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
給食センター前	1.1	0.7	0.6	1.2	0.7	0.6	0.7	1.1	1.3	0.5
落合橋	1.1	0.7	1.0	0.7	0.8	0.6	0.7	0.5	1.0	1.0
入間大橋	2.2	1.6	2.0	1.5	1.9	1.7	2.1	1.3	1.4	1.9

BOD（75%値）



②霞川

基準点は大和橋（入間市）です。

河川類型はB類型（※平成18年に指定）で、B類型におけるBODの環境基準は3 mg/m³以下です。

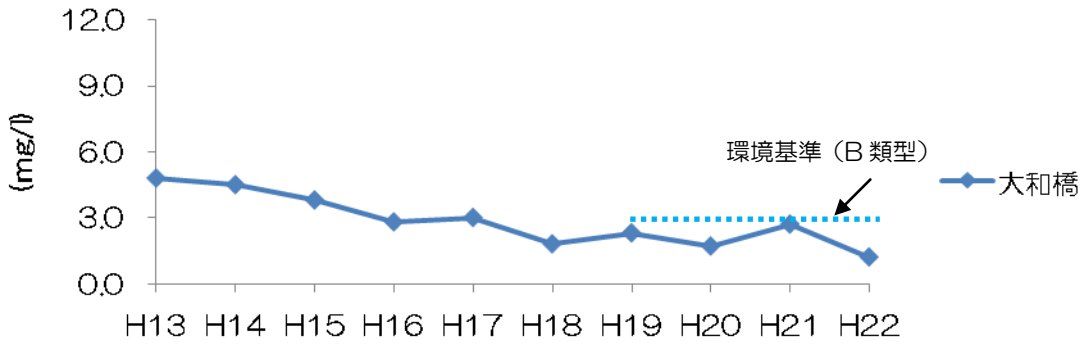
BOD（75%値）の経年変化は次のとおりです。環境基準との比較についてはグラフで示します。

値は減少の傾向が見られ、基準の指定後は、基準を下回る状況が続いています。

BOD（75%値）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
大和橋	4.8	4.5	3.8	2.8	3.0	1.8	2.3	1.7	2.7	1.2

BOD (75%値)



③不老川

基準点は不老橋（川越市）です。

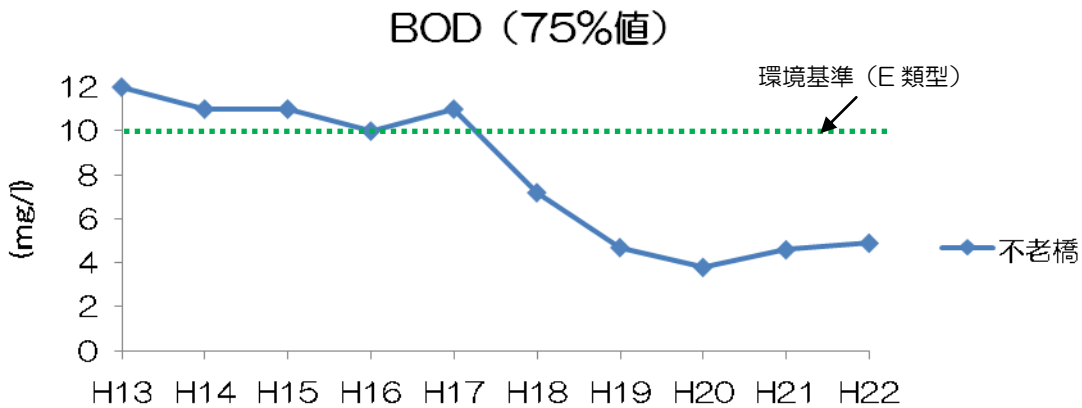
河川類型はE 類型で、E 類型におけるBOD の環境基準は 10 mg/m³以下です。

BOD (75%値) の経年変化は次のとおりです。環境基準との比較についてはグラフで示します。

基準を超過する状況が続いていましたが、ここ数年は値が減少し、基準を下回る状況が続いています。

BOD (75%値)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
不老橋	12	11	11	10	11	7.2	4.7	3.8	4.6	4.9



3 宮寺生活雑排水処理施設

宮寺生活雑排水処理施設（宮寺 2360 番地先）は、不老川へ流入する雨水管からの排水を浄化することを目的に、平成 7 年度に埼玉県が設置したもので、平成 12 年度に県から移譲を受け、その後は市が管理を行っています。

構造は、生活排水を含んだ雨水管からの流入水をバクテリアにより生物処理し、浄化した後に不老川へ排出するものです。毎月の点検に加え、年に 4 回原水と処理水の水質検査を行っています。

①原水及び処理水の水質

・平成 22 年度測定結果

平成 22 年度の測定結果は次のとおりです。

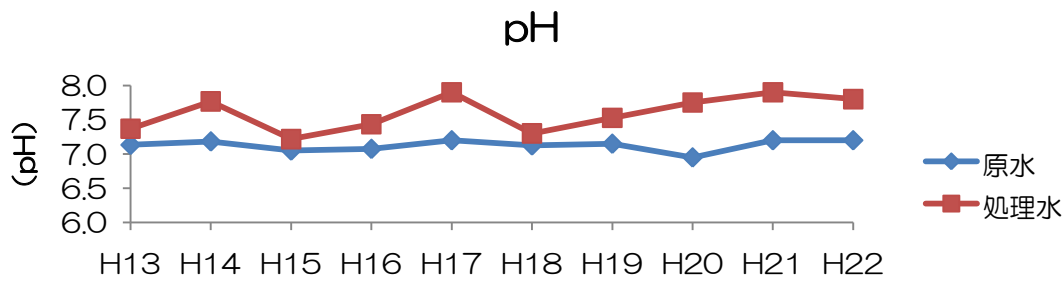
年月日		水温 (°C)	透視度 (cm)	pH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)
4月14日	原水	15.0	8	7.1	13.3	13.3	52.0
	処理水	16.0	30以上	7.9	2.4	4.1	5未満
7月14日	原水	20.0	10	7.4	18.2	25.0	14.0
	処理水	23.0	30以上	7.9	1.8	2.1	5未満
10月13日	原水	19.5	12	7.0	11.2	15.0	20.0
	処理水	22.0	30以上	7.6	1.0未満	2.9	5未満
1月12日	原水	15.0	10	7.3	22.6	20.8	44.0
	処理水	13.0	30以上	7.8	1.2	4.5	5未満
平均	原水	17.4	10.0	7.2	16.3	18.5	32.5
	処理水	18.5	30以上	7.8	1.6	3.4	5未満

・測定結果の経年変化

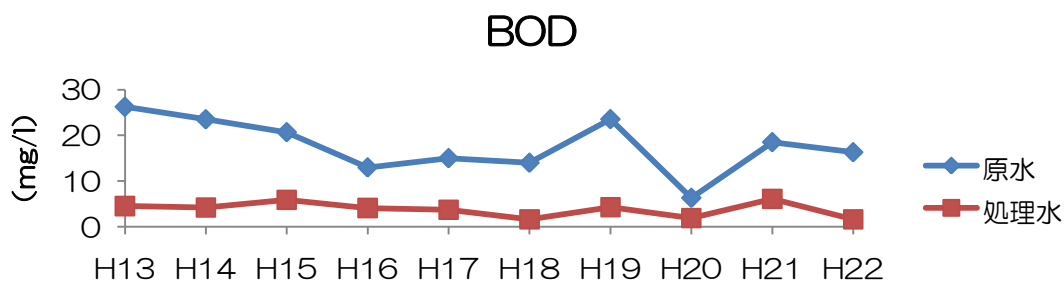
測定結果の経年変化は次のとおりです。測定項目のうち、pH（水素イオン濃度指数）、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）について、それぞれ原水と処理水の値の経年変化をグラフで示します。

年度		水温 (°C)	透視度 (cm)	pH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	T-N (mg/l)	T-P (mg/l)
H13	原水	18.6	15.7	7.1	26	19	23.7	13.6	3.0
	処理水	19.0	59	7.4	4.5	6.1	5未満	8.5	2.2
H14	原水	18.5	21.8	7.2	23	20	17	15.0	2.6
	処理水	19.3	53	7.8	4.2	7.7	5未満	10.3	1.8
H15	原水	17.8	21	7.1	21	21	26	18.3	2.6
	処理水	18.2	30以上	7.2	5.9	8.4	6.3	12.1	2.6
H16	原水	19.6	17.3	7.1	13	14	17	14.5	2.5
	処理水	20.6	30以上	7.4	4.1	6.0	5未満	11.1	2.2
H17	原水	18.3	22.3	7.2	15	18	20	17.0	3.1
	処理水	19.5	30以上	7.9	3.7	4.9	5.5	12.0	2.0
H18	原水	19.5	30.0	7.1	14	16	12	16.0	2.0
	処理水	19.4	30以上	7.3	1.6	6.8	3.5	11.4	1.6
H19	原水	20.2	24.8	7.2	24	19	54	13.9	1.7
	処理水	20.5	30以上	7.5	4.3	-	5.3	14.5	1.8
H20	原水	19.0	14.0	7.0	6.3	9.3	10.3	11	1.1
	処理水	20.3	30以上	7.8	1.9	3.6	5未満	11	1.1
H21	原水	19.8	10.8	7.2	18.5	17.8	20.0	-	-
	処理水	20.5	30以上	7.9	6.1	5.3	5未満	-	-
H22	原水	17.4	10.0	7.2	16.3	18.5	32.5	-	-
	処理水	18.5	30以上	7.8	1.6	3.4	5未満	-	-

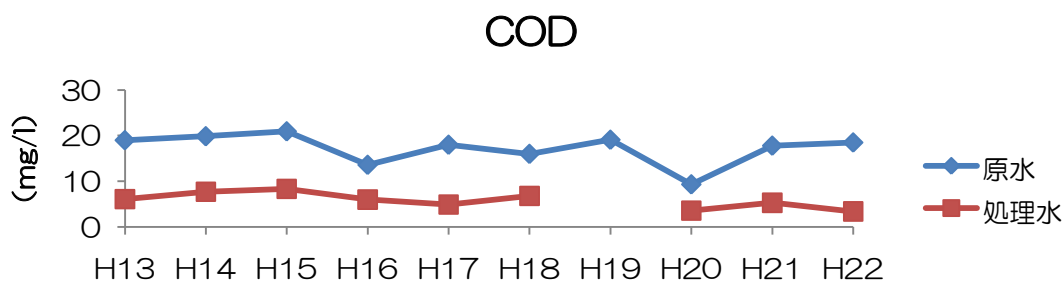
pH



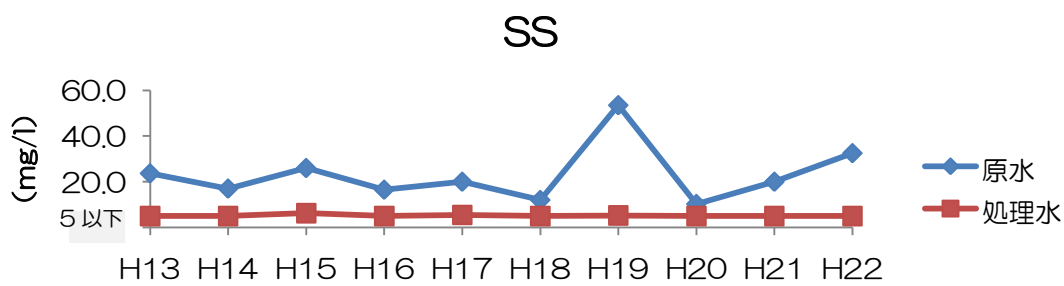
BOD



COD



SS



4 地下水汚染調査

有機塩素系溶剤による地下水の汚染状況を把握するため、平成10年度より地下水揚水箇所にて、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの調査を行っています。

地下水中のトリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの環境基準及び測定結果の経年変化については次のとおりです。なお、表中の色つきの箇所は環境基準の超過を示します。

平成22年度の調査では、全ての地点でトリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの環境基準を達成しました。ここ数年は、ほぼ全ての地点で環境基準を達成しています。

環境基準	
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下

		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
豊岡地区	地点A (豊岡地区)	トリクロロエチレン	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
		テトラクロロエチレン	0.11	0.023	0.024	0.043	0.011	0.019	0.008	0.005	0.029	0.008
	地点B (豊岡地区)	トリクロロエチレン	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
		テトラクロロエチレン	0.025	0.008	0.008	0.011	0.009	0.009	0.003	0.009	0.008	0.005
	地点C (豊岡地区)	トリクロロエチレン	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003					
		テトラクロロエチレン	0.022	0.034	0.033	0.039	0.030					
藤沢地区	地点D (藤沢地区)	トリクロロエチレン	0.015	0.015	0.014	0.017	0.013	0.013	0.009	<0.003	<0.003	<0.003
		テトラクロロエチレン	0.013	0.012	0.011	0.011	0.009	0.008	0.006	0.002	0.005	0.004
	地点E (藤沢地区)	トリクロロエチレン	0.017	0.013	0.012	0.014	0.011	0.011	0.010	<0.003	<0.003	<0.003
		テトラクロロエチレン	0.017	0.015	0.012	0.014	0.010	0.009	0.010	0.003	0.008	0.007
	地点F (藤沢地区)	トリクロロエチレン	0.012	0.009	0.007	0.013						
		テトラクロロエチレン	0.013	0.010	0.006	0.014						
金子地区	地点G (金子地区)	トリクロロエチレン	0.006	0.005	0.005	0.006	0.004	0.004	<0.003	0.003	<0.003	<0.003
		テトラクロロエチレン	0.006	0.016	0.018	0.007	0.004	0.004	0.007	0.003	0.002	0.003
	地点H (金子地区)	トリクロロエチレン	0.006	0.006								
		テトラクロロエチレン	0.003	0.002								
	地点I (金子地区)	トリクロロエチレン			<0.003							
		テトラクロロエチレン			<0.001							

5 事業所排水調査

市では、排水による河川の汚濁を未然に防止するため、小規模な事業所（飲食店等）へ立入り、排出水の採取分析を行うなど、水質の一層の改善を指導しています。また、排水量等により排水基準が適用される事業所については、基準超過の有無について確認しています。

立入結果とその推移は次のとおりです。

平成22年度は、13事業所へ立入り、その内の4事業所で基準値違反が確認されました。違反内容はpH基準の違反が1件（弁当製造業）、BOD基準の違反が4件（弁当製造業・飲食店）、SS基準の違反が3件（弁当製造業）等となっています（※一つの事業所による複数違反あり）。

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
調査件数	27	22	10	18	15	14	12	14	13	13
不適項目	pH	1	1	1	3	1	1	0	0	1
	BOD	1	3	2	7	3	4	3	1	2
	SS	1	0	2	4	1	2	1	1	2

第3節 騒音・振動について

騒音とは、人が聞いて好ましくない音の総称で、その大きさをデシベル（dB）で表します。

騒音に係る環境基準は、一般地域及び道路に面する地域について、それぞれ基準値が設定されています。

振動とは、人為的な地盤の振動により建物の振動を引き起こすなど、日常生活に影響を与えるもので、その大きさをデシベル（dB）で表します。

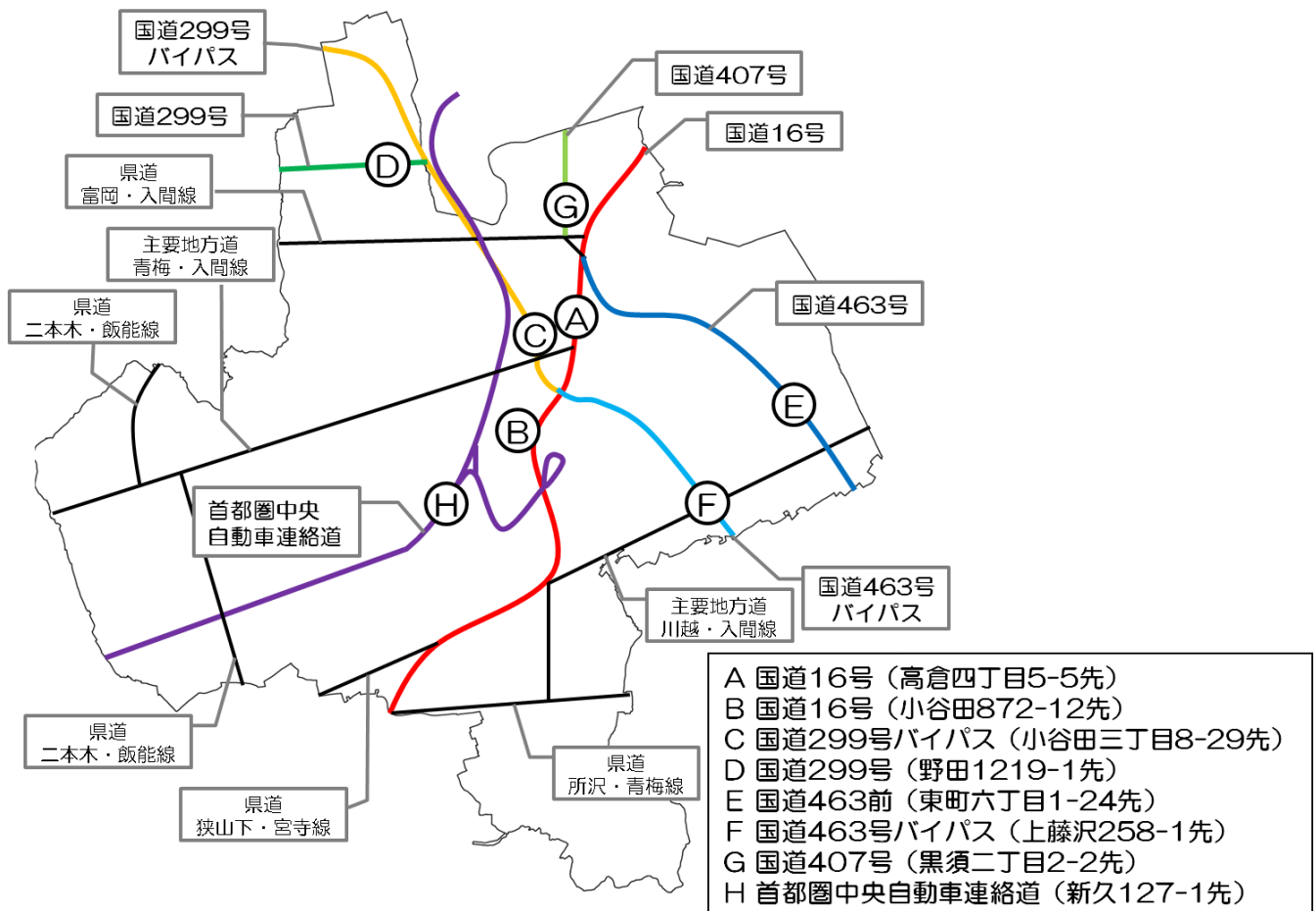
振動に係る環境基準はありません。

1 自動車交通騒音調査

主要道路における自動車交通騒音を把握するために、自動車交通騒音測定を行っています。

現在は次の測定地点にて、各地点隔年の測定を行っています。

測定地点地図



①平成 22 年度測定結果

平成 22 年度は、11 月 24（水）から 25 日（木）において、「B 国道 16 号」、「D 国道 299 号」、「F 国道 463 号バイパス」、「H 首都圏中央連絡自動車道」の 4 地点にて、24 時間の測定を行いました。

幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準・要請限度と測定結果は次のとおりです。表中の色つきの箇所は環境基準の超過を、色つき及び太枠の箇所は環境基準及び要請限度の超過を示します。要請限度との比較は 3 日間の測定が必要なため、参考としての比較になります。

「B 国道 16 号」と「D 国道 299 号」の昼夜及び「H 首都圏中央連絡自動車道」の夜間において環境基準を超過しました。「B 国道 16 号」の夜間については、要請限度も超過しました。今後も引き続き監視を行っていきます。

(単位：dB)

	環境基準	要請限度
昼間	70	75
夜間	65	70

No	調査地点	昼 間	夜 間
		測定値 (dB)	測定値 (dB)
B	国道 16 号 (小谷田872-12先)	74	74
D	国道 299 号 (野田1219-1先)	72	68
F	国道 463 号バイパス (上藤沢258-1先)	67	64
H	首都圏中央連絡自動車道 (新久127-1先)	69	66

②測定結果の経年変化

各地点における測定結果の経年変化は次のとおりです。表中の色つきの箇所は環境基準の超過を示し、色つき及び太枠の箇所は環境基準及び要請限度の超過（※参考としての比較）を示します。

ほとんどの地点にて、昼夜ともに環境基準を超過する状況が続いており、夜間には要請限度を超過している地点も多くみられます。

(単位：dB)

年 度			H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
A	国道 16 号 (高倉四丁目5-5先)	昼 間	78	71	71	72	73	—	72	—	72	—
		夜 間	78	71	70	71	72	—	71	—	72	—
B	国道 16 号 (小谷田872-12先)	昼 間	77	77	73	71	—	73	—	73	—	74
		夜 間	77	78	73	72	—	72	—	73	—	74
C	国道 299 号バイパス (小谷田三丁目8-29先)	昼 間	74	75	74	74	76	—	71	—	73	—
		夜 間	73	74	73	73	74	—	69	—	72	—
D	国道 299 号 (野田1219-1先)	昼 間	73	74	73	72	—	72	—	72	—	72
		夜 間	71	71	71	71	—	68	—	68	—	68
E	国道 463 号前 (東町六丁目1-24先)	昼 間	68	69	69	68	68	—	69	—	67	—
		夜 間	69	68	67	66	67	—	68	—	67	—
F	国道 463 号バイパス (上藤沢258-1先)	昼 間	68	69	69	69	—	68	—	68	—	67
		夜 間	66	67	66	67	—	66	—	65	—	64
G	国道 407 号 (黒須二丁目2-2先)	昼 間	74	73	71	72	72	—	73	—	73	—
		夜 間	74	72	71	72	72	—	72	—	72	—
H	首都圏中央自動車連絡道 (新久127-1先)	昼 間	69	71	71	71	—	71	—	73	—	69
		夜 間	63	65	65	65	—	66	—	71	—	66

2 深夜営業騒音指導

入間市では、狭山保健所との連携により、食品営業許可の申請及び更新の際に、音響機器を設置する飲食店等に対して、埼玉県生活環境保全条例の深夜営業騒音規制に基づく騒音の指導を行っています。

指導件数の推移は次のとおりです。

(単位：件)

年度		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
地区別内訳	豊岡	8	11	7	5	9	3	5	8	12	5
	東金子	1	0	1	3	1	0	3	1	2	2
	金子	1	0	1	1	1	0	0	1	1	0
	宮寺	1	3	1	0	0	2	0	1	0	0
	藤沢	9	5	3	3	4	4	2	8	4	4
	西武	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1
合計		21	19	14	12	16	10	10	20	20	12

3 航空機騒音調査（県実施）

埼玉県では、航空機騒音の現状把握と周辺対策のため、飛行場の騒音測定調査を実施しています。参考として測定結果を紹介します。

①横田飛行場〔測定局：入間市立金子小学校（入間市西三ツ木 150）〕

測定結果は次のとおりです。表中の**色つき**の箇所は環境基準の超過を示します。

環境基準を超過する状況が続いています。ここ数年は、1日の平均騒音発生回数も横ばいで推移しています。

年度		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	環境基準
騒音発生回数	総数(回)	4,063	6,721	7,477	7,134	5,602	2,140	4,977	4,749	5,291	5,148	
	1日平均(回)	11	18	21	20	15	13	14	14	14	15	
ピークパルの パワー平均値 (dB [A])		87	85	87	85	85	—	84	85	85	84	—
WECPNL値		73	74	76	74	73	71	71	72	72	71	70
測定日数(日)		365	365	365	363	365	161	361	331	365	352	—

(埼玉県環境部 水環境課より)

②入間飛行場〔測定局：所沢市立宮前小学校（所沢市東狭山ヶ丘 6-2777-1）〕

測定結果は次のとおりです。表中の**色つき**の箇所は環境基準の超過を示します。

環境基準を超過する状況が続いています。ここ数年は、1日の平均騒音発生回数も横ばいで推移しています。

年度		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	環境基準
騒音発生回数	総数(回)	15,377	14,169	15,327	9,442	14,260	14,579	15,283	14,774	11,971	14,902	
	1日平均(回)	45	41	43	47	40	40	42	41	41	41	
ピークパルの パワー平均値 (dB [A])		82	82	82	82	83	—	83	83	83	83	—
WECPNL値		72	72	72	72	73	72	73	72	73	73	70
測定日数(日)		345	349	360	199	360	365	366	365	295	365	—

(埼玉県環境部 水環境課より)

第4節 悪臭について

悪臭とは、人が感じる不快な臭いの総称で、一般的には良い臭いと思われる臭いでも、強さや頻度、時間によっては悪臭として感じられることがあります。

悪臭に係る環境基準は定められていませんが、入間市では悪臭防止法による臭気指数規制（人間の嗅覚を利用した規制）が行われています。入間市における規制の概要については次のとおりです。

・1号基準（敷地境界における規制基準）

区域区分	基準値
A区域（B、C区域を除く区域）	臭気指数15
B区域（農業振興地域）	臭気指数18
C区域（工業地域・工業専用地域）	臭気指数18

・2号基準（煙突等の排出口における規制基準）

敷地境界の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式によって算出します。

・3号基準（排出水中の規制基準）

敷地境界の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式によって算出します。

悪臭調査

平成22年度は、悪臭分析調査を1事業所（4地点）にて実施しました。そのうち、規制基準が適用される2地点において、両地点とも基準値を超えていたので、改善を指導しております。

第5節 地盤沈下について

地盤沈下は、地下水を過剰にくみ上げるなどの人為的な行為によって地盤が沈下するもので、建物が傾いたり水道管などの地下埋設物が破損するなどの被害が生じます。

地盤沈下調査（県実施）

地盤沈下に係る調査は埼玉県が行っており、入間市内では4地点にて測定を行っていますので、測定結果について紹介します。

各地点とも、年単位では被害が生ずるほどの大きな変動（県では年20mm以上の変動を目安としています）はありませんが、細かな増減を繰り返しています。

（単位：mm）

調査地点	開始年	～	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	開始年からの変動量	H22.1.1の真高TP(m)
		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22		
入間市役所内（豊岡1-16-1）	S60	-27	+0	+1	+1	-2	-3	+1	-1	-2	-1	-4	+6	-1	-31	105.845
藤沢辻堂墓地裏（下藤沢474）	S48	-143	+2	-1	+3	-3	-1	+0	-1	-1	-2	-3	+6	-2	-146	87.259
神明神社境内（上藤沢642）	H17									+0	-2	-1	+5	-4	-2	101.088
宮寺交差点（二本木1175）	H17									+0	-2	+1	+4	-2	+1	127.135

第6節 ダイオキシン類について

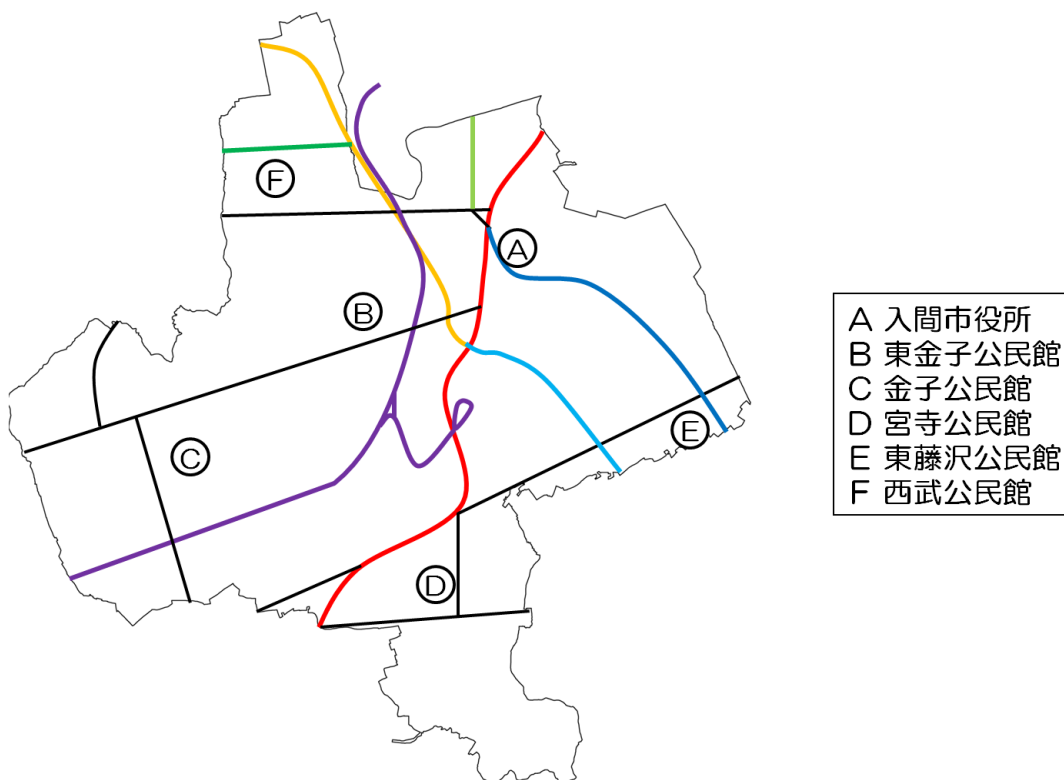
ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) からなる物質群の総称です。

ダイオキシン類に係る環境基準は、大気、水質、水底の底質及び土壌について定められています。

大気中ダイオキシン類調査

市内における大気中のダイオキシン類濃度を把握するため、測定を行っています。測定地点は次のとおりです。市役所については毎年行い、その他の地点については毎年2地点をローテーションで選定し、測定を行っています。

測定地点地図



①平成22年度測定結果

平成22年度は、夏期については平成22年9月7日～9月14日の7日間、冬期については平成23年1月13日～1月20日の7日間にて測定を実施しました。

測定結果は次のとおりです。結果は各地点とも、大気中のダイオキシンの環境基準を大きく下回りました。

毒性換算濃度 (pg-TEQ/m³)

調査地点	H22夏期	H22冬期	H22 平均値	環境基準 達成状況	環境基準
A 入間市役所	0.033	0.032	0.033	○	年間平均値 0.6pg- TEQ/m ³ 以下
C 金子公民館	0.033	0.029	0.031	○	
E 東藤沢公民館	0.028	0.039	0.034	○	

② 測定結果の経年変化

測定結果の経年変化は次のとおりです。全地点にて、環境基準（年間平均値 0.6pg-TEQ/m³以下）を大きく下回る状況が続いています。

毒性換算濃度（pg-TEQ/m³）

調査地点	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	備考
A 入間市役所	0.240	0.077	0.057	0.047	0.044	0.041	0.037	0.051	0.028	0.033	—
B 東金子公民館	0.300	0.068	0.046	0.042	0.043	0.042	0.037	0.037	0.050	-	市中央
C 金子公民館	0.220	0.130	0.049	0.038	-	0.037	-	0.034	-	0.031	市西部
D 宮寺公民館	0.330	0.067	0.068	0.049	0.049	-	0.044	-	0.059	-	市南部
E 東藤沢公民館	0.340	0.090	0.056	0.045	-	0.041	-	0.049	-	0.034	市東部
F 西武公民館	0.260	0.076	0.066	0.052	0.044	-	0.049	-	0.031	-	市北部
平均値	0.282	0.085	0.057	0.045	0.045	0.040	0.042	0.043	0.042	0.033	

第7節 空閑地の保全について

空閑地の保全については、入間市空閑地の保全に関する条例に基づき、所有者または管理者に対して適正管理をお願いしています。

第8節 電波障害について

電波障害については、入間市生活環境の保全に関する指導要綱に基づき、建築主等に対して、建築物により電波障害の発生が予想される地域について、受信状況の調査や発生予測図の提出を求めています。また、万が一障害が発生した場合は、速やかに障害除去対策をとるよう求めています。

第9節 公害等相談について

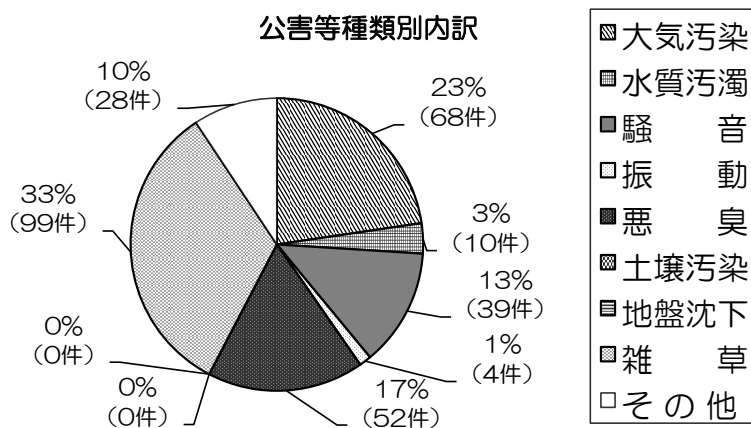
市には日々、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）のほか、空き地の雑草や廃棄物の投棄などについて、市民の方から相談が寄せられています。

1 平成22年度の相談状況

平成22年度に市へ寄せられた相談は、300件でした。

① 公害等種類別の内訳

「雑草」についての相談が最も多く、次いで「大気汚染」、「悪臭」でした。「土壌汚染」と「地盤沈下」についての相談は寄せられませんでした。



② 公害等種類別の特徴

公害等の種類ごとの特徴は次のとおりです（原因者の区分については、総務省公害等調整委員会の「公害苦情調査」を参考にしています）。

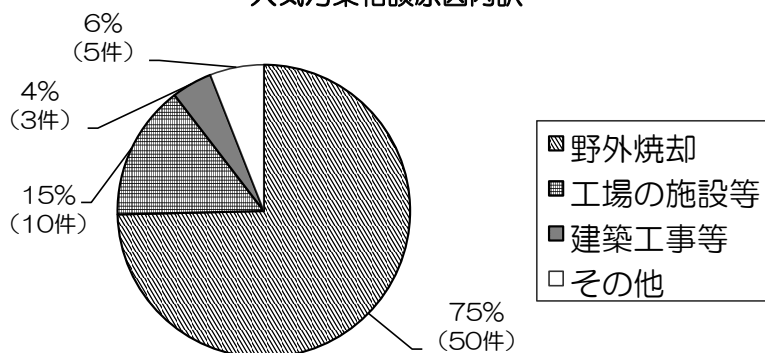
・大気汚染

大気汚染については、68件の相談が寄せられました。

原因は、ドラム缶によるゴミの焼却などの「野外焼却」が大きな割合を占め、次いで焼却施設（炉）などの「工場の施設等」、建築工事による粉じんなどの「建築工事等」となっています。「その他」としては、自動車のアイドリングや、家庭の煙突からの煙などについて相談がありました。

市では、例年野外焼却についての相談が多く寄せられていることから、パトロールによる指導を14件行ったほか、市報へも野外焼却の禁止についての記事を掲載するなど、相談が寄せられる前の対応に努めました。

大気汚染相談原因内訳



・水質汚濁

水質汚濁については、10件の相談が寄せられました。

河川の汚濁によるものが主ですが、汚濁の程度は、家庭からの排水による小規模なものから、事業所からの汚水流出によると思われる大規模なものまで様々です。河川の汚濁の原因については、実際に汚水が河川に流入しているときでないとは特定が難しく、7件（70%）が原因不明でした。通報受付後の早急な対応に努め、原因の特定率をあげることが課題です。

・騒音

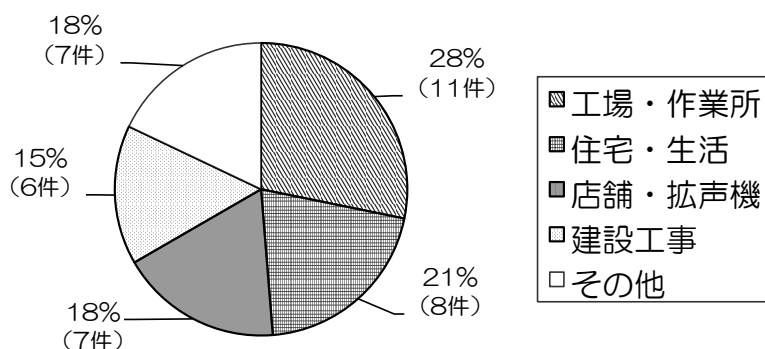
騒音については、39件の相談が寄せられました。

原因は、工場機械の作動やバイクの整備音などの「工場・作業所」が最も多く、次いで楽器の演奏音などの「住宅・生活」、飲み屋での客の騒ぎ声などの「店舗・拡声機」となっています。そのほか、建設・解体工事による騒音などについて相談が寄せられました。

「住宅・生活」に含まれる騒音については生活騒音と呼ばれ、騒音の規制基準などが法令で定められていません。そのため、最終的な解決は当事者間で行うのが原則になります。市では市報にて、普段見落としがちな生活騒音の例についての記事を書いて注意を促すなど、生活騒音防止の啓発に努めています。

また、店舗からの騒音防止の啓発として、狭山保健所との連携により、食品営業許可申請及び更新の際に、音響機器（カラオケ等）を設置する飲食店等に対して、深夜の営業に際しての騒音の指導を行っています。平成22年度は、12件の店舗に対して指導を行いました。

騒音相談原因内訳



・振動

振動については、4件の相談が寄せられました。

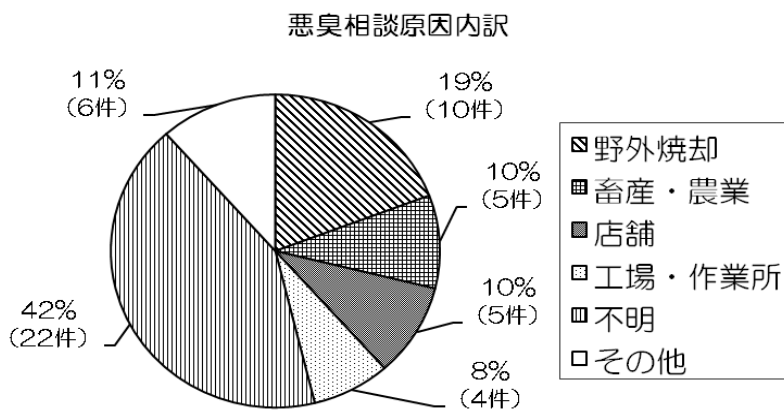
原因は工場機械の作動や、自動車の道路交通によるものなどでした。

・悪臭

悪臭については、52件の相談が寄せられました。

原因は、ドラム缶によるゴミの焼却などの「野外焼却」が最も多く、次いで畜舎などの「畜産・農業」、飲食店からの排水などの「店舗」でした。そのほか、産業廃棄物処理施設からの悪臭などについて相談がありました。

悪臭の原因については、実際に悪臭が発生しているときでないと特定が難しく、22件（42％）の原因が「不明」でした。通報受付後の早急な対応に努め、原因の特定率をあげることが課題です。



・土壌汚染

土壌汚染についての相談はありませんでした。

・地盤沈下

地盤沈下についての相談はありませんでした。

・雑草

雑草は最も多く、99件の相談が寄せられました。

相談があった土地については、「民地」が84件と全体の85％を占め、次いで「市有地」（20件、11％）、「国有地」（4件、4％）でした。

市では、市民の方からの相談を受けた場合、市の条例（「入間市空閑地の環境保全に関する条例」）に基づき、土地の所有者へ除草の依頼を行っています。

・その他

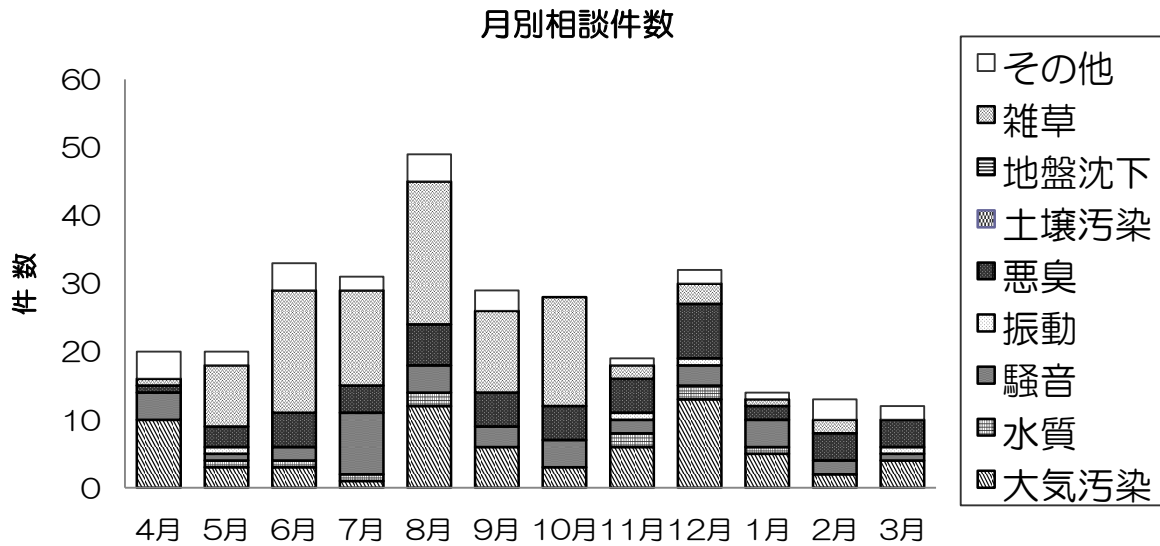
その他としては、28件の相談が寄せられました。

廃棄物の投棄や電波障害についてなど、様々な相談がありました。

③月別の相談件数

最も多かったのは8月の49件で、最も少なかったのは、3月の12件でした。

夏から秋にかけては、「雑草」の相談が増加するため、件数が増加しています。また、4月・8月・12月は野外焼却の相談が多く寄せられました。7月に「騒音」の相談が多く寄せられましたが、原因は生活騒音によるものや工場等の作業音によるものなど様々でした。「大気汚染」、「騒音」、「悪臭」については、件数の増減はあるものの、年間を通じて相談が寄せられています。



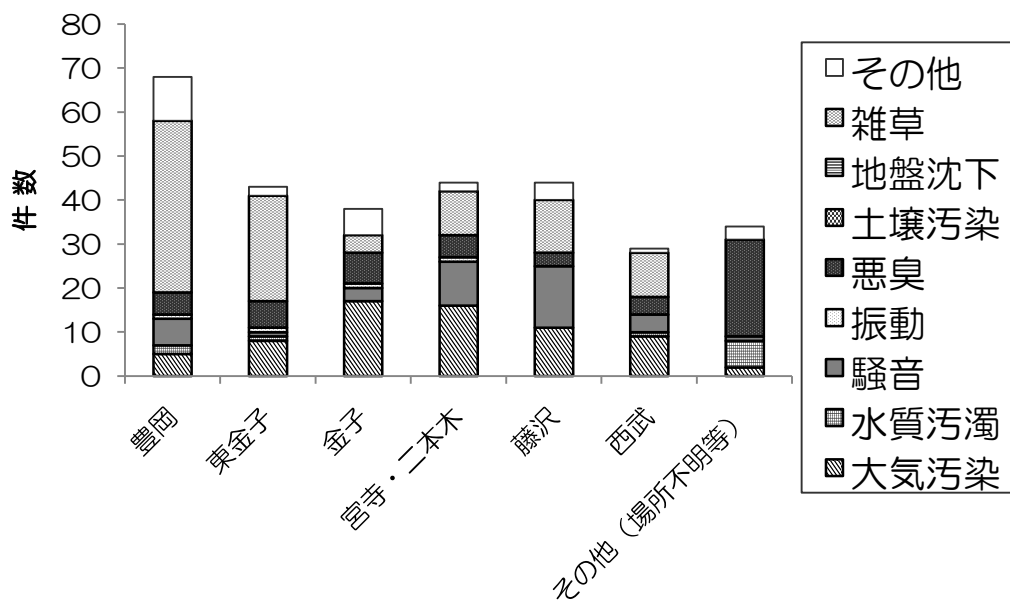
④地区別・用途地域別の相談件数

地区別では、最も相談の多かったのは「豊岡地区」（68 件）で、最も少なかったのは「西武地区」（29 件）でした。豊岡地区以外では、件数に大きな差はありませんでした。

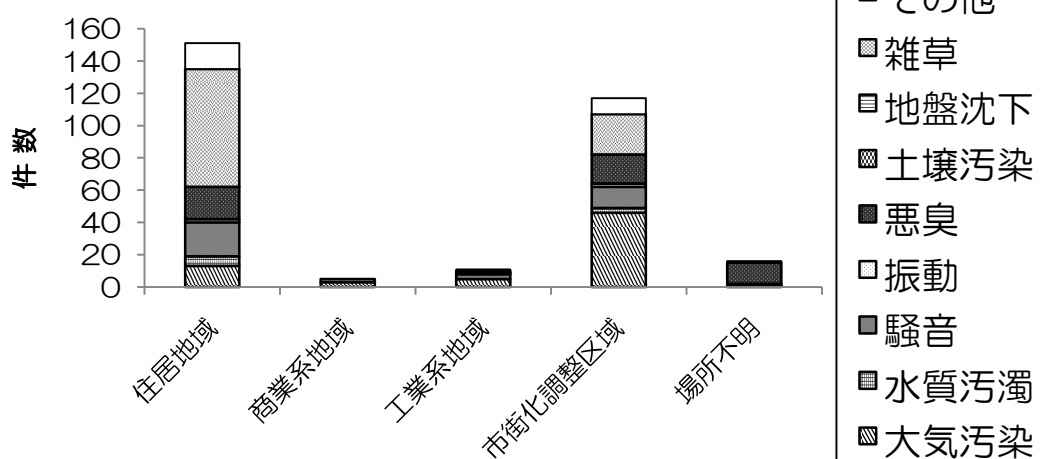
用途地域とは、都市計画法により、大枠としての土地利用を定めたものです。用途地域別では、「住居地域」と「市街化調整区域」が大きな割合を占めました。

「雑草」の相談は、地区別では「豊岡地区」と「東金子地区」に多く、用途地域別では「住居地域」に多くなっています。また、「大気汚染（主に野外焼却（第9節-1-②より））」の相談は、地区別では「金子地区」と「宮寺・二本木地区」に多く、用途地域別では「市街化調整区域」に多くなっています。

地区別相談件数



用途地域別相談件数



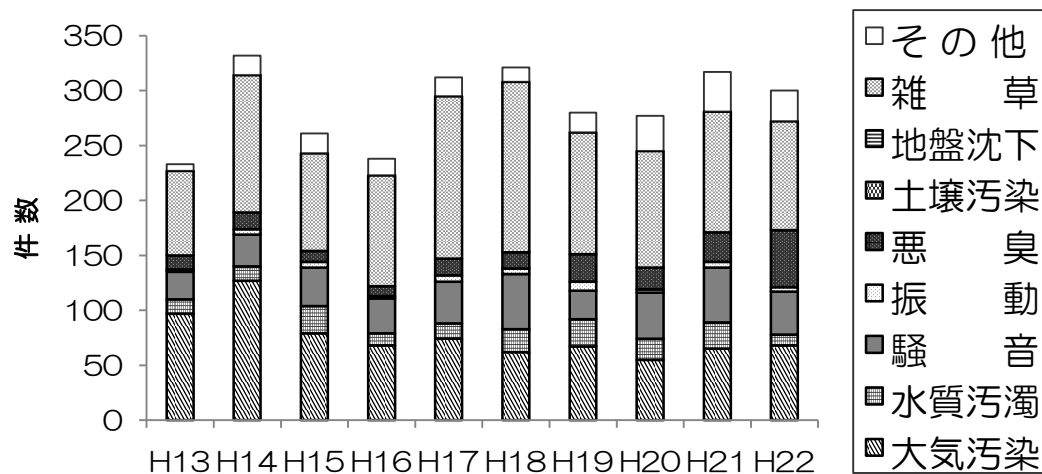
2 公害等相談の推移

平成13年度から22年度の10年間における年間相談件数は次のとおりです。件数は概ね300件前後で推移しています。各年の公害等の種類の割合についても大きな変化は無く、「雑草」や「大気汚染」についての相談が大きな割合をしめています。「地盤沈下」と「土壌汚染」の相談は、この10年間寄せられていません。

空き地の雑草や野外焼却についてのパトロールを強化し、相談が寄せられる前に対応することや、原因者に対して法令を周知することなどが、相談を減少するための課題です。

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
大気汚染	97	127	79	68	74	62	67	55	65	68
水質汚濁	13	13	25	11	14	21	25	19	24	10
騒 音	25	29	35	32	38	50	26	42	50	39
振 動	2	5	5	2	6	5	8	3	5	4
悪 臭	13	15	10	9	15	15	25	20	27	52
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑 草	77	125	89	101	148	155	111	106	110	99
その他	6	18	18	15	17	13	18	32	36	28
合 計	233	332	261	238	312	321	280	277	317	300

年間相談件数の推移



第3章 環境衛生事業

第1節 狂犬病予防対策について

狂犬病予防対策については、畜犬登録と狂犬病予防等の事業を推進しています。

犬の登録

飼犬については、登録・狂犬病予防注射の励行と放し飼いの禁止等、正しい犬の飼い方の普及を行うとともに、犬のフン防止看板を希望者に配付し、飼い主のモラルの向上を図ることと、その啓発に務めました。

(単位：頭、率：%)

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
新規登録数	622	678	714	845	797	758	870	756	708	644
死亡・転出数	395	562	410	489	385	790	588	654	617	579
予防注射数	5,239	5,529	5,714	6,005	6,109	6,156	6,659	6,819	6,889	6,914
登録総数	6,302	6,418	6,722	7,078	7,490	7,527	7,883	8,080	8,272	8,394
接種率	83.1	86.1	85.0	84.8	81.6	81.8	84.5	84.4	83.3	82.4

第2節 納骨堂の管理運営について

納骨堂

本納骨堂は墓地を購入するまで、又は墓所工事完了までの期間、遺骨の保管場所のない方が一時的に使用することができる施設で、適切な管理・運営に務めました。

① 施設の概要

名 称	入間永光苑	建物構造	鉄骨造2階建
所在地	入間市南峯935番地30	納骨壇	100基
敷地面積	1,550.01㎡	主な施設	納骨室 184.31㎡
建築面積	469.85㎡		礼拝堂 38.03㎡
延床面積	777.78㎡		ロビー 98.94㎡
着工年月日	平成元年8月3日		休憩室(和室) 46.06㎡
竣工年月日	平成2年3月31日		休憩室(洋室) 26.12㎡
総工事費	181,880千円		事務室 25.89㎡

② 苑の使用料

施設名	摘要	市内	市外
納骨壇	一基1年につき	30,000円	50,000円
礼拝堂	1回につき	5,000円	8,000円
休憩室(和)	//	2,000円	4,000円
休憩室(洋)	//	1,000円	2,000円

※ 壇の使用許可は、1年を単位とし、2回更新(3年間)が限度となっています。

③ 苑の利用時間

午前9時から午後5時まで

④ 休苑日

毎週水、木曜日（国民の祝日の場合は金曜日）、年末年始

⑤ 納骨壇利用状況

（単位：件）

区 分		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
市内利用者	受入件数	17	21	16	10	10	13	17	17	8	9
	廃止件数	19	18	14	16	15	13	14	15	13	11
	年度末件数	48	51	53	47	42	42	45	46	41	39
市外利用者	受入件数	6	1	4	8	2	6	4	1	4	1
	廃止件数	9	7	2	2	7	1	3	4	11	5
	年度末件数	17	11	13	19	14	19	20	18	11	7
免 除	受入件数	3	1	0	1	1	0	2	0	1	2
	廃止件数	0	3	0	1	1	2	0	3	3	0
	年度末件数	11	9	9	9	9	7	9	6	4	6
行旅等	受入件数	5	1	1	0	1	0	3	0	0	3
	廃止件数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	年度末件数	17	18	19	19	19	19	22	22	22	34
利用総数	受入件数	26	23	20	19	13	19	23	18	13	12
	廃止件数	28	28	16	19	23	16	17	22	27	16
	年度末件数	76	71	75	75	65	68	74	70	56	52

※ 利用総数は、行旅等を除く

※ 行旅等は、H22から生活保護等を加算

第3節 家庭雑排水処理について

生活排水吸込槽補助

排水設備のない地域の生活環境の保全を図るため、家庭雑排水吸込槽の清掃に係る経費の一部等を補助しました。

申請件数は次のとおりです。

（単位：件）

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
吸込槽（個人）	6	5	4	8	2	5	3	3	2	0
吸込槽（団体）	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
共同排水施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	8	7	6	8	2	5	3	3	2	0

第4節 浄化槽について

浄化槽設置整備事業補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、住みよい環境をつくるため、浄化槽を設置する場合に、設置費用の一部を補助しています。

① 浄化槽設置基数

(単位 基数：基)

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
人槽	5人槽	29	25	10	14	15	9	5	11	12	10
	7人槽	24	20	21	11	6	8	5	14	12	14
	10人槽	2	6	5	2	2	2	0	4	4	2
合計	55	51	36	27	23	19	10	29	28	26	
内転換基数	0	9	5	1	5	2	1	9	7	9	

② 高度処理浄化槽設置基数

(単位 基数：基)

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
人槽	5人槽	0	0	1	2	4	5	6	0	10	8
	7人槽	0	0	1	1	1	4	5	0	9	12
	10人槽	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2
合計	0	0	2	3	5	9	11	0	22	22	
内転換基数	0	0	0	1	0	2	2	0	4	5	

③ 浄化槽地区別設置基数 (平成 14 年度以降は、高度処理含む)

(単位：基)

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
豊岡	5	0	1	0	0	0	1	1	1	0
藤沢	1	3	4	2	2	4	2	4	2	3
西武	3	6	5	4	6	2	0	3	7	1
東金子	12	5	6	7	5	9	2	4	5	2
金子	15	15	4	4	1	0	5	5	3	10
宮寺	19	22	18	13	14	13	11	12	10	10
合計	55	51	38	30	28	28	21	29	28	26

④ 浄化槽設置補助金額（平成 20 年 4 月 1 日改正）

転換の有無	人槽	浄化槽	高度処理型浄化槽	
			窒素又はリン除去型	BOD除去型
転換を伴わない場合	5人槽	120,000円	120,000円	489,000円
	6～7人槽			654,000円
	8～10人槽			903,000円
転換を伴う場合	5人槽	482,000円	482,000円	639,000円
	6～7人槽	564,000円	564,000円	804,000円
	8～10人槽	698,000円	698,000円	1,053,000円

（平成20年4月1日改正）

※ 転換を伴う場合の補助金額は、150,000 円の加算を含む金額です。

第5節 し尿・浄化槽汚泥の処理について

入間西部衛生組合清掃センター

埼玉県日高市にある施設で、2市（入間市、日高市）による一部事務組合として運営されています。当施設は、昭和 56 年 6 月に増設を行い稼働してきましたが、公共下水道の整備によりし尿処理量が減少し、老朽化も進んだため、大規模改造を行い、平成 15 年 3 月から現在の状態で稼働しています。

① し尿処理施設

名 称	入間西部衛生組合 清掃センター	
	〔構成市〕 入間市・日高市	
所 在 地	日高市大字上鹿山792-4	
敷地面積	13,144.49㎡	
処理能力	80kl/日	
処理方式	低希釈高負荷脱窒素処理方式＋膜分離処理＋高度処理	
着工年月日	平成13年5月18日	
竣工年月日	平成15年3月25日	
対象人口	62,000人	
建設費	総建設費	1,616,482 千円
	（内訳） 起 債	1,290,000 千円
	一般財源	326,482 千円

② し尿及び汚泥処理量

年 度		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
生し尿 (kl)	入間市	4,978	4,405	3,734	3,194	2,612	1,986	1,815	1,625	1,362	1,363
	日高市	3,812	3,739	3,153	3,121	3,229	2,657	2,520	2,485	2,151	1,882
	合計	8,790	8,144	6,887	6,315	5,841	4,643	4,335	4,110	3,513	3,245
浄化槽 汚泥 (kl)	入間市	15,593	14,406	14,274	12,933	12,728	11,939	11,578	12,746	12,379	10,849
	日高市	6,385	6,296	7,170	7,279	7,196	6,783	7,118	8,044	9,091	9,129
	合計	21,978	20,702	21,444	20,212	19,924	18,722	18,696	20,790	21,470	19,978
合 計 (kl)	入間市	20,571	18,811	18,008	16,127	15,340	13,925	13,393	14,371	13,741	12,212
	日高市	10,197	10,035	10,323	10,400	10,425	9,440	9,638	10,529	11,242	11,011
	合計	30,768	28,846	28,331	26,527	25,765	23,365	23,031	24,900	24,983	23,223
一日 平均量 (kl)	入間市	75.6	68.7	65.5	58.9	55.8	50.6	49.1	52.6	50.3	44.6
	日高市	37.5	36.6	37.5	38.0	37.9	34.3	35.3	38.6	41.2	40.2
	合計	113.1	105.3	103.0	96.8	93.7	85.0	84.4	91.2	91.5	84.8
稼動日数 (日)		272	274	275	274	275	275	273	273	273	274

(端数整理(四捨五入)の都合上、合計が異なる場合があります。)

③ 公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び汲取り人口

(単位 人口：人、世帯数：世帯)

年 度		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
市内 総数	人口	148,902	149,271	149,630	149,907	149,635	149,779	149,894	150,659	150,703	150,714
	世帯数	53,471	54,360	55,244	55,923	56,661	57,431	58,204	59,305	60,027	60,699
公共 下水道	人口	107,871	110,339	113,517	115,051	118,350	120,888	122,989	124,963	126,255	127,167
	世帯数	36,297	37,137	38,206	43,460	45,288	46,813	48,239	49,703	50,664	51,547
浄化槽 合計	人口	37,142	35,556	33,223	32,053	28,924	26,845	25,093	24,050	23,021	22,191
	世帯数	15,607	15,830	15,810	11,274	10,342	9,712	9,156	8,860	8,711	8,536
合併 浄化槽	人口	7,330	7,208	7,128	10,141	10,365	10,683	10,880	11,072	10,978	10,973
	世帯数	3,080	3,209	3,392	3,567	3,706	3,865	3,970	4,079	4,154	4,221
単独 浄化槽	人口	29,812	28,348	26,095	21,912	18,559	16,162	14,213	12,978	12,043	11,218
	世帯数	12,527	12,621	12,418	7,707	6,636	5,847	5,186	4,781	4,557	4,315
汲取り	人口	3,889	3,376	2,890	2,803	2,361	2,046	1,812	1,646	1,427	1,356
	世帯数	1,567	1,393	1,228	1,189	1,031	906	809	742	652	616

※ 浄化槽に関する数値は、平成14年度に実施した西部地区浄化槽維持管理等普及啓発業務報告書(入間市)を基に、合併処理及び単独処理浄化槽の割合を推計しました。平成15年度以降は合併処理浄化槽の設置実数を加算し、平成13年度以前は合併処理浄化槽の設置実数を減算することにより推計したものです。

④ 各市の人口(各年10月1日)

(単位：人)

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
入間市	148,400	149,334	149,795	149,978	150,266	150,026	149,840	150,423	150,877	150,901
日高市	54,376	54,252	54,496	54,407	54,574	55,352	56,171	57,113	57,565	57,892
合 計	202,776	203,586	204,291	204,385	204,840	205,378	206,011	207,536	208,442	208,793

第6節 斎場について

瑞穂斎場組合

西多摩郡瑞穂町にある斎場で、平成17年10月1日に武蔵村山市が加入し、4市1町による一部事務組合（瑞穂斎場組合）として運営されています。当市は昭和46年に狭山火葬場組合（瑞穂斎場組合の前身）に加入し、平成元年に現在の名称に変更され、平成14年度に現在の施設に改築されました。

① 施設の概要

名 称	瑞穂斎場		
構成市町	入間市、瑞穂町、福生市、羽村市、武蔵村山市		
所在地	東京都西多摩郡瑞穂町大字富士山栗原新田244番地		
敷地面積	17,414.28 m ²		
火葬炉	8基 無公害化対策（三次燃焼炉、バグフィルター集塵装置）（H18-2基増設）		
主な施設	・式場 3室 大式場（150人）、中式場（70人）、小式場（40人） ・待合室 10室（和室2室、洋室8室）（H18-3室増設） ・待合ロビー、売店、喫茶コーナー ・駐車場 250台（H18-100台増設）		
建設費	総建設費	3,073,964	千円
	（内訳） 起 債	2,372,700	千円
	一般財源	701,264	千円

② 施設の使用料

（単位：円）

		火 葬 炉			保管室	待合室	式 場		
		12歳以上	12歳未満	死胎児・改葬			大式場	中式場	小式場
組 合	通夜	無料	無料	無料	2,000	無料	50,000	40,000	30,000
	葬儀						50,000	40,000	30,000
組合外	通夜	80,000	50,000	20,000	4,000	5,000	100,000	80,000	60,000
	葬儀						100,000	80,000	60,000

③ 火葬炉の利用状況

（単位：件）

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
入間市	749	770	799	908	964	963	965	1,059	1,051	1,103
瑞穂町	207	222	256	252	250	267	273	320	305	313
福生市	355	358	390	421	442	393	461	471	501	485
羽村市	313	316	320	297	348	379	394	407	384	380
武蔵村山市	-	-	-	-	321	448	449	444	498	532
組合外	107	184	317	374	112	93	84	96	75	90
合 計	1,731	1,850	2,082	2,252	2,437	2,543	2,626	2,797	2,814	2,903

④ 式場の利用状況

(単位：件)

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
入間市	58	85	155	245	266	254	272	283	280	261
瑞穂町	82	117	186	167	163	176	187	197	181	175
福生市	54	80	102	128	157	145	134	131	144	131
羽村市	7	30	52	55	60	80	67	63	61	58
武蔵村山市	-	-	-	-	73	139	171	175	205	226
組合外	5	7	25	21	10	0	3	1	1	1
合 計	206	319	520	616	729	794	834	850	872	852

⑤ 各市町の人口（各年10月1日）

(単位：人)

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
入間市	148,400	149,334	149,795	149,978	150,266	150,026	149,840	150,423	150,877	150,901
瑞穂町	34,006	34,360	34,547	34,573	34,582	34,530	34,529	34,439	34,348	34,277
福生市	62,399	62,343	61,915	61,850	61,618	61,262	61,052	60,895	60,696	60,149
羽村市	56,588	56,694	56,934	57,076	57,056	57,350	57,557	57,667	57,491	57,746
武蔵村山市	-	-	-	67,102	67,907	68,737	69,319	70,391	71,084	71,611
合 計	301,393	302,731	303,191	370,579	371,429	371,905	372,297	373,815	374,496	374,684

参考資料

第1節 公害関係分析調査について

市が行った公害関係分析調査の推移は次のとおりです。

(○：実施 ×：未実施)

事業名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
1 圏央道自動車排気ガス測定	○	○	○	○	○
2 主要河川等水質調査	○	○	○	○	○
3 事業所排水調査	○	○	○	○	○
4 工業団地排水調査	×	○	○	○	×
5 地下水モニタリング調査	○	○	○	○	○
6 地下水農薬残留調査	○	○	○	○	×
7 フィルターバッチ (Nox) 濃度調査	○	○	○	○	×
8 自動車排気ガス調査	○	○	○	○	○
9 自動車交通量調査	○	○	○	○	×
10 自動車交通騒音調査	○	○	○	○	○
11 ダイオキシン調査	○	○	○	○	○
12 不老川24時間水質調査	○	○	○	×	×
13 大規模小売店舗環境調査	×	○	○	×	×
14 河川水質異常時水質調査	×	×	○	×	×
15 河川生物調査	○	○	×	×	×
16 悪臭分析調査	○	×	×	×	×
17 土壌分析調査	×	×	×	×	×

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1 圏央道自動車排気ガス測定	○	○	○	○	×
2 主要河川等水質調査	○	○	○	○	○
3 事業所排水調査	○	○	○	○	○
4 工業団地排水調査	×	×	×	×	×
5 地下水モニタリング調査	○	○	○	○	○
6 地下水農薬残留調査	×	×	×	○	×
7 フィルターバッチ (Nox) 濃度調査	×	×	×	×	×
8 自動車排気ガス調査	○	○	○	○	○
9 自動車交通量調査	×	×	×	×	×
10 自動車交通騒音調査	○	○	○	○	○
11 ダイオキシン調査	○	○	○	○	○
12 不老川24時間水質調査	×	×	×	×	×
13 大規模小売店舗環境調査	×	×	○	×	×
14 河川水質異常時水質調査	○	○	○	×	×
15 河川生物調査	×	×	×	×	×
16 悪臭分析調査	×	×	×	○	○
17 土壌分析調査	×	×	×	×	×

第2節 河川の魚類調査について

関係団体が行った魚類調査の結果について次のとおりです。

表中の「○」は出現したことを、「×」は出現しなかったことを表しています。

① 2005～2006年 霞川・不老川調査

科	名称	霞川										
		青梅市	入間市								不老川 入間市 大森地区	
			木蓮寺地区		新久地区		高倉地区		黒須地区			
春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋			
コイ科	ウグイ	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
	アブラハヤ	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	カワムツ	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	オイカワ	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
	タモロコ	×	○	×	○	○	×	○	○	○	○	×
	モツゴ	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○
	コイ	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
ドジョウ科	ギンブナ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	ドジョウ	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	○
	シマドジョウ	○	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×
	ホトケドジョウ	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×
ギギ科	ギバチ	×	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×
メダカ科	メダカ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
計	科	2	3		3		3		1		3	
	種	7	9		7		7		4		4	

(霞川をきれいにする会、大森の池まつり魚類調査報告書より)

② 2009年調査 霞川調査

科	名称	霞川										
		青梅市	入間市									
			木蓮寺地区		新久地区		高倉地区		黒須地区			
7月	12月	7月	12月	7月	12月	7月	12月	7月	12月			
コイ科	ウグイ	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	
	アブラハヤ	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	
	カワムツ	○	○	×	○	×	×	×	○	×		
	オイカワ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	タモロコ	×	○	×	○	○	○	○	○	○		
	モツゴ	×	×	×	×	○	○	○	×	×		
	コイ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
ドジョウ科	ドジョウ	○	○	○	×	×	○	×	○	○		
	シマドジョウ	○	○	○	○	×	○	×	×	○		
	ホトケドジョウ	○	○	×	×	×	×	×	×	×		
ギギ科	ギバチ	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
計	科	3	3		3		3		3			
	種	8	9		8		7		8			

(NPO 法人バーブレスフック普及協会・埼玉県農林部生産振興課報告(埼玉県NPO基金によるNPO協働提案推進事業)より)

第3節 雨水タンクについて

雨水タンクとは、雨水利用のために屋根などに降った雨水をためられるようにするタンクです。ためた雨水は、植木への散水や洗車のほか、災害が発生した際にも利用できます。

① 公共施設の設置状況

(単位：基)

施設	施設数	H13	H14	H15	H16	H19	H20	H21	H22	合計
保育所	10	0	0	4	3	2	0	0	0	9
小学校	16	8	2	0	0	0	0	0	0	10
中学校	11	2	7	0	0	0	0	0	0	9
その他	—	0	1	1	0	0	0	0	0	2
合計	—	10	10	5	3	2	0	0	0	30

H12：豊岡・金子・宮寺・黒須・扇・藤沢東小学校、豊岡・武蔵中学校

H13：藤沢・藤沢南・藤沢北・狭山・西武・仏子・新久・高倉小学校、金子・西武中学校

H14：東金子・東町小学校、黒須・野田・東金子・上藤沢・藤沢・向原・東町中学校、市民会館

H15：豊岡・高倉・西武中央・東金子保育所、農業研修センター

H16：金子第一・金子第二・二本木保育所

H19：藤沢・宮寺保育所

※ 上記以外に個別に設置された施設：藤沢第二保育所(H12)、藤沢公民館(H12)、健康福祉センター(H14)、市民活動センター(H16)、市役所本庁舎(H20)

② 個人住宅への設置補助状況

市では、地域の水の循環を保つため、一般家庭で設置する雨水タンクに対し、補助金を交付しています。

補助金額は、雨水利用タンクの購入と設置にかかる費用の3分の1以内とし、2万円が限度となります。

ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額となります。

設置補助状況(基数)の推移については次のとおりです。

(単位：基)

施設	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
個人住宅	10	8	11	4	8	8	15	12	14	16

第4節 太陽光発電システムについて

太陽光発電とは、太陽電池を利用して太陽光のエネルギーを電力に変換する発電方式で、ソーラー発電とも呼ばれます。

太陽光発電は、昼間の電力需要ピークを緩和し、温室効果ガス排出量を削減できるなどの特長があります。近年は太陽電池の性能が向上し、その普及とともに価格が下がってきており、設置や保守が容易であることや、余剰電力の買い取りによる電気料金の削減などの利点により、需要が拡大しています。

①公共施設の設置状況

H13：藤沢公民館

H15：健康福祉センター

②個人住宅への設置補助状況

市では平成21年度より、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の実現と、地球温暖化防止に寄与するため、一般住宅に設置する太陽光発電システムに対し、補助金を交付しています。

補助金額は、1キロワットあたり2万円で、5万円が限度となります。

補助状況は、平成21年度が62件、平成22年度が70件です。

第5節 ごみ処理・処分等について

ごみの処理・処分やリサイクルプラザについての業務を入間市総合クリーンセンターで行っています。総合クリーンセンターは、リサイクル時代に対応した新しい施設として、平成8年4月より正式に運転を開始しました。

ごみの処理や再利用などに関するデータについては次のとおりです。

①ごみ処理量及びごみ処理にかかる経費について

・ごみ処理量及びごみ処理にかかる経費

種 類	単 位	H13	H14	H15	H16	H17
ごみ量	t	55,088.00	53,697.00	51,732.00	51,141.00	52,537.42
人 口 (各年10月1日)	人	148,400	149,334	149,795	149,978	150,266
世帯数 (各年10月1日)	世帯	52,896	54,026	54,993	55,735	56,629
一人一日当り	g	1,017	985	946	934	958
一世帯一日当り	g	2,853	2,723	2,577	2,514	2,542
決算額	千円	1,705,720	1,700,249	1,768,921	1,866,383	1,909,484
一人当り	円	11,494	11,386	11,809	12,444	12,707
一世帯当り	円	32,247	31,471	32,166	33,487	33,719

種 類	単 位	H18	H19	H20	H21	H22
ごみ量	t	51,544.57	50,594.33	50,255.96	49,297.26	47,961.45
人 口 (各年10月1日)	人	150,026	149,840	150,423	150,877	150,901
世帯数 (各年10月1日)	世帯	57,227	57,845	58,813	59,760	60,430
一人一日当り	g	941	925	915	895	871
一世帯一日当り	g	2,468	2,396	2,341	2,260	2,174
決算額	千円	1,817,966	1,844,189	1,732,484	1,706,673	1,603,574
一人当り	円	12,118	12,308	11,517	11,312	10,627
一世帯当り	円	31,768	31,882	29,458	28,559	26,536

(入間市 総合クリーンセンター資料より)

・種類別ごみ処理量

(単位：トン)

種 類		H13	H14	H15	H16
可燃ごみ		40,383.79	39,212.99	38,805.61	38,433.17
不燃ごみ		3,343.22	3,346.12	3,082.76	2,949.62
プラスチック・ビニール類		2,368.87	2,431.33	1,784.74	2,192.49
資源ごみ	プラスチック・ビニール類	—	—	568.17	1,226.85
	ビン	1,367.33	1,345.65	1,301.98	389.87
	缶	560.69	449.35	407.92	505.49
	ペットボトル	356.44	437.95	453.93	586.95
	古布	634.45	603.63	634.27	2,547.56
	紙類	3,817.38	3,446.24	2,293.07	2,205.64
粗大ごみ		2,156.18	2,302.77	2,276.26	103.53
不法投棄物		99.60	121.19	122.89	51,141.17
合 計		55,087.95	53,697.22	51,731.60	102,282.34

種 類		H17	H18	H19	H20	H21	H22
可燃ごみ		39,328.59	38,198.35	37,142.77	38,024.00	37,191.74	35,744.00
不燃ごみ		2,855.49	2,940.96	2,739.37	2,286.60	2,309.10	2,211.27
資源ごみ	プラスチック・ビニール類	2,229.94	2,263.00	2,262.65	2,232.07	2,213.49	2,313.00
	ビン	1,195.99	1,144.18	1,090.07	1,042.63	1,025.82	1,020.37
	缶	383.01	359.06	333.96	333.51	332.47	327.71
	ペットボトル	523.71	511.79	531.00	523.95	514.57	523.33
	古布	554.81	572.08	585.50	522.13	499.99	510.59
	紙類	3,071.74	3,129.59	3,654.83	3,257.24	3,055.81	3,112.86
粗大ごみ		2,293.77	2,322.91	2,197.64	1,977.39	2,099.96	2,139.84
不法投棄物		100.37	102.65	56.54	56.44	54.31	58.48
合 計		52,537.42	51,544.57	50,594.33	50,255.96	49,297.26	47,961.45

(入間市 総合クリーンセンター資料より)

② 資源再利用（有価物回収量）について

種 類	単 位	H13	H14	H15	H16	H17
織 維	Kg	135,752	128,437	138,800	124,752	130,503
紙	Kg	4,219,781	4,355,683	4,168,566	4,281,397	4,253,041
紙パック	Kg	21,107	22,015	21,140	20,926	20,919
空きビン	本	38,745	31,999	27,107	23,322	21,764
金属類	Kg	15,532	16,333	20,950	22,096	18,928

種 類	単 位	H18	H19	H20	H21	H22
繊維	Kg	144,088	139,416	127,599	132,795	118,707
紙	Kg	4,184,207	3,711,505	3,524,280	3,243,105	3,114,862
紙パック	Kg	20,056	17,635	16,542	16,498	17,672
空きビン	本	18,320	16,898	13,163	11,328	10,639
金属類	Kg	20,466	23,627	24,278	24,921	40,238

（入間市 総合クリーンセンター資料より）

③ 生ごみ処理機器購入費補助について

市では、家庭ごみの減量対策の一環として、生ごみ処理機（電気式）または生ごみ処理容器（コンポスト）を購入した方に対し、補助金を交付しています。

補助金額は、容器式のものは購入価格（税抜額）の3分の1で1基につき4千円まで（1世帯2基以内）で、電気式のものは購入価格（税抜額）の3分の1で2万円まで（1世帯1基以内）です。

交付状況の推移については次のとおりです。

種 類	単 位	H13	H14	H15	H16	H17
容器式	基	37	31	26	30	27
電気式	基	76	39	40	49	58

種 類	単 位	H18	H19	H20	H21	H22
容器式	基	26	26	27	31	25
電気式	基	52	27	32	15	19

（入間市 総合クリーンセンター資料より）

④ 炉のダイオキシン類濃度測定について

毎年、各炉の排ガス中・飛灰中のダイオキシン類濃度について測定を行っています。測定結果の推移は次のとおりです。

ここ数年は環境基準を下回る状況が続いています。

測定日	1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉
	排ガス中濃度			飛灰中濃度		
	ng-TEQ/m ³ N			ng-TEQ/g		
平成10年10月	0.68	0.46	0.54	0.84	0.37	0.23
平成11年11月	0.50	0.15	0.39	1.00	0.76	0.75
平成12年11月	0.27	0.27	0.21	2.30	1.00	1.40
平成13年11月	0.65	0.53	0.47	3.10	2.10	2.40
平成14年7月	0.41	0.62	0.29	2.60	2.80	1.20
平成15年10～11月	1.20	1.40	0.95	1.80	3.80	1.60
平成16年10～11月	2.40	1.20	0.55	1.40	1.10	3.10
平成17年9～11月	0.44	0.31	0.49	0.53	0.59	0.53
平成18年7月	0.76	0.86	0.13	0.31	0.52	0.69
平成19年7月	0.38	0.33	0.54	0.36	0.80	0.22
平成20年7月	0.13	0.49	0.44	1.20	0.43	1.10
平成21年7月	0.33	1.0	0.71	0.56	1.20	0.89
平成22年7月	1.2	1.6	3.8	0.97	0.73	1.6
環境基準	5.0			3.0		

(入間市 総合クリーンセンター資料より)

(上記の環境基準は、平成14年12月1日からのもので、平成14年11月30日までの基準は80ng-TEQ/gです)

⑤ クリーンセンター周辺大気調査について

廃棄物焼却炉から排出される排ガスが周辺大気環境へ及ぼす影響を検討する上での基礎資料を得ることを目的として、クリーンセンター周辺の大気調査を行っています。

測定地点はクリーンセンター周辺の4箇所で、測定項目は二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、一酸化炭素（CO）、塩化水素（HCl）、ダイオキシン類です。

平成22年度測定結果

ダイオキシン類については、夏期（平成22年9月7日（火）の10時から14日（火）の10時までの168時間）に測定を行いました。

その他の項目については、夏期（平成22年9月7日（火）～13日（月）の7日間）と冬期（平成23年1月13日（木）～19日（水）の7日間）に測定を行いました。

測定結果については次のとおりです。

・ダイオキシン類

夏期

毒性換算濃度（pg-TEQ/m³）

調査地点	測定結果	環境基準
東金子地区体育館	0.030	0.6
東金子第14区集会所	0.039	
入間台第1公園	0.037	
東金子第12区集会所	0.034	

・二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、一酸化炭素（CO）、塩化水素（HCl）

夏期

調査地点	SO ₂			NO ₂			SPM			CO			HCl	
	期間 平均値	日平均値 の最高値	1時間値 の最高値	期間 平均値	日平均値 の最高値	1時間値 の最高値	期間 平均値	日平均値 の最高値	1時間値 の最高値	期間 平均値	日平均値 の最高値	1時間値 の最高値	期間 平均値	日平均値 の最高値
東金子地区体育館	<0.001	0.001	0.005	0.018	0.027	0.039	0.027	0.050	0.099	0.2	0.4	0.5	0.002	0.005
東金子第14区集会所	0.001	0.001	0.006	0.018	0.026	0.036	0.026	0.049	0.087	0.4	0.6	0.7	0.001	0.003
入間台第1公園	<0.001	0.001	0.006	0.008	0.013	0.019	0.026	0.049	0.087	0.2	0.3	0.5	0.001	0.001
東金子第12区集会所	<0.001	0.001	0.005	0.015	0.023	0.039	0.025	0.046	0.077	0.3	0.4	0.6	0.001	0.002

冬期

調査地点	SO ₂			NO ₂			SPM			CO			HCl	
	期間 平均値	日平均値 の最高値	1時間値 の最高値	期間 平均値	日平均値 の最高値	1時間値 の最高値	期間 平均値	日平均値 の最高値	1時間値 の最高値	期間 平均値	日平均値 の最高値	1時間値 の最高値	期間 平均値	日平均値 の最高値
東金子地区体育館	<0.001	<0.001	0.004	0.018	0.029	0.045	0.011	0.027	0.054	0.3	0.4	1.0	0.001	0.002
東金子第14区集会所	0.001	0.001	0.003	0.022	0.033	0.051	0.014	0.032	0.066	0.4	0.6	1.5	0.002	0.004
入間台第1公園	<0.001	0.001	0.001	0.011	0.024	0.045	0.010	0.026	0.058	0.2	0.4	0.8	<0.001	<0.001
東金子第12区集会所	<0.001	0.001	0.002	0.017	0.026	0.038	0.011	0.023	0.050	0.3	0.5	1.4	0.001	0.002

第6節 下水道普及率について

入間市における下水道の普及率は次のとおりです。

(各年度：3月31日現在)

年度	処理区域 面積 A(ha)	行政人口 B(人)	処理区域 内人口 C(人)	処理区域 内水洗化 人口 D(人)	処理区域 内世帯数 E(戸)	処理区域 内水洗化 世帯数 F(戸)	普及率 C/B(%)	水洗化率 (人口) D/C(%)	水洗化率 (世帯) F/E(%)
61	174.5	123,539	14,400	1,342	4,415	366	11.7	9.3	8.3
62	218.1	128,526	21,700	12,708	6,750	3,744	16.9	58.6	55.5
63	262.7	133,702	27,645	19,181	8,831	5,724	20.7	69.4	64.8
元	431.9	135,435	41,705	34,929	13,220	10,585	30.8	83.8	80.1
2	503.6	137,576	50,481	44,580	16,179	13,408	36.7	88.3	82.9
3	575.8	139,483	61,274	49,060	19,900	16,055	43.9	80.1	80.7
4	642.7	141,149	68,011	59,981	22,073	20,044	48.2	88.2	90.8
5	676.2	142,092	71,177	65,785	23,201	22,118	50.1	92.4	95.3
6	720.4	143,136	75,031	69,448	24,807	24,137	52.4	92.6	97.3
7	771.8	144,288	80,130	72,880	28,855	26,144	55.5	91.0	90.6
8	834.3	145,201	83,730	78,397	29,869	26,684	57.7	93.6	89.3
9	897.2	145,751	89,707	84,210	30,936	28,515	61.5	93.9	92.2
10	1,070.2	146,206	105,240	93,516	35,901	31,592	72.0	88.9	88.0
11	1,204.8	146,555	109,185	98,088	37,720	33,102	74.5	89.8	87.8
12	1,314.0	147,847	112,710	104,356	39,696	35,018	76.2	92.6	88.2
13	1,367.1	148,902	115,505	107,871	41,717	36,297	77.6	93.4	87.0
14	1,401.9	149,271	119,106	110,339	43,330	37,137	79.8	92.6	85.7
15	1,424.7	149,630	120,385	113,517	44,509	38,206	80.5	94.3	85.8
16	1,464.4	149,907	124,320	115,051	47,015	43,460	82.9	92.5	92.4
17	1,482.6	149,635	126,257	118,350	48,256	45,288	84.4	93.7	93.8
18	1,499.3	148,354	126,399	119,141	48,500	45,757	85.2	94.3	94.3
19	1,516.7	148,399	127,707	120,718	49,591	46,925	86.1	94.5	94.6
20	1,531.3	149,074	129,499	122,705	50,898	48,268	86.9	94.8	94.8
21	1,534.1	149,096	129,622	123,681	51,472	49,190	86.9	95.4	95.6
22	1,535.8	149,134	129,740	124,579	52,183	50,095	87.0	96.0	96.0

(入間市 下水道課資料より)

※ 人口及び世帯数は、国土交通省（外国人登録を除く）、総務省（外国人登録を含む）など、統計上の差異があるため、平成18年度より、外国人登録を除いた集計となっています。

第7節 関係機関・関係団体

埼玉県環境部	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-824-2111
環境政策課		
温暖化対策課		
大気環境課		
水環境課		
産業廃棄物指導課		
資源循環推進課		
自然環境課		
みどり再生課		
埼玉県西部環境管理事務所	川越市新宿町 1-1-1	049-244-1250
埼玉県環境科学国際センター	加須市上種足 914	0480-73-8331
埼玉県狭山保健所	狭山市稲荷山 2-16-1	04-2954-6212
埼玉県動物指導センター（南支所）	さいたま市桜区在家 473	048-855-0484
不老川流域生活排水対策推進協議会	事務局：西部環境管理事務所	049-244-1250
不老川浄化市民団体連絡会	事務局：狭山市環境課	04-2953-1111
入間永光苑（納骨堂）	入間市大字南峯 935-30	04-2936-3352
瑞穂斎場	瑞穂町大字富士山栗原新田 244	042-557-0064
入間西部衛生組合 清掃センター	日高市大字上鹿山 792-4	042-985-1234

語句説明

[アルファベット順]

BOD (Biochemical Oxygen Demand=生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量をいい、水質汚濁の代表的な指標です。数値が大きいほど、汚濁していることを示します。

CO (一酸化炭素)

不完全燃焼により発生しますが、その主な発生源は自動車排出ガスです。血液中のヘモグロビンと結びつき、頭痛や呼吸障害を起こすこともあります。

COD (Chemical Oxygen Demand=化学的酸素要求量)

水中の有機物等を酸化するときに要する酸素の量をいい、湖沼や海域の閉鎖性水域における、水質汚濁の代表的な指標です。数値が大きいほど、汚濁していることを示します。

dB (デシベル)

2つの量 I_0 と I の比の常用対数の10倍で定義される単位です。対数を用いるほうが騒音・振動などの大きさと人間の感覚とがよく一致するとされていることから、騒音・振動などの大きさは一般的に、基準となる物理量(I_0)を定めたデシベル(dB)が単位として用いられます。

DO (Dissolved Oxygen=溶存酸素量)

水中に溶解している酸素の量をいい、汚濁が進むと消費されて減少します。

HC (炭化水素)

メタンを除く炭化水素は、光化学オキシダントの原因物質の一つと考えられており、自動車、塗装工場、有機溶剤使用工場やガソリンスタンドなど、種々の発生源から排出されています。

MBAS (Methylene Blue Active Substances=陰イオン界面活性剤)

界面(水と油、水と固体との境界をなす水面)の水の性質をかえて両者がよく混ざり合うようにする物質で、主に合成洗剤の主成分として使用されます。発泡性があり、川の汚濁原因の一つです。

NO (一酸化窒素)

主に燃焼により発生します。大気中で酸化され二酸化窒素になります。

NO_x (窒素酸化物)

一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)などの総称で、石油などの化石燃料が高温で燃やされた時に発生する気体です。自動車が走る時、化石燃料が燃やされ、窒素酸化物が排気ガスとして排出されます。光化学オキシダントの発生原因のひとつで、健康に悪影響を与える可能性があるなど、毒性の強い物質です。

NO₂ (二酸化窒素)

主に燃焼により発生した一酸化窒素が大気中で酸化されて発生します。のどや肺を刺激し、気管支炎や上気道炎などを引き起こします。

PCDD

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの略称。

PCDF

ポリ塩化ジベンゾフランの略称。

pH（水素イオン濃度指数）

水質の酸性やアルカリ性を示す指標であり、pH7は中性、それ以上はアルカリ性、それ以下は酸性を意味します。

ppm（parts per million）

主に濃度を表す単位の記号です。百万分中の幾分であることを示す分率であり、大気汚染や水質汚濁の汚染物の濃度を表示するのに繁用されています。水質汚濁では1kg中に1mg汚濁物質が存在する場合の濃度を1ppmで示し、大気汚染では1m³の大気中での1cm³の汚染物質の濃度を1ppmで示します。

SO_x（硫黄酸化物）

代表的なものとして二酸化硫黄（亜硫酸ガスSO₂）、三酸化硫黄（無水硫酸SO₃）などがあります。亜硫酸ガスは刺激性の強いガスで、1～10ppm程度で呼吸機能に影響を及ぼします。主な発生源としては、ボイラー等の重油の燃焼です。

SO₂（二酸化硫黄）

主として石油や石炭に含まれる硫黄が燃焼に伴い酸化され排出されます。のどや肺を刺激し、気管支炎などを引き起こします。

SPM（Suspended Particulate Matter＝浮遊粒子状物質）

工場などから発生するばいじんや自動車排出ガス中の粒子状物質（特にディーゼル車からの排気微粒子）など、粒径10μm以下の物質をいいます。肺胞に沈着し、気管支炎や上気道炎などを引き起こします。

SS（浮遊物質＝Suspended Solids）

水中に浮遊・懸濁している不溶性の物質（粒径2mm以下）の量です。懸濁物質とも呼ばれ、水の濁りの原因となります。浮遊物質が多いと、魚のエラに詰まって魚が死んだり、水中植物の光合成を阻害する原因にもなります。

TEQ（Toxicity Equivalency Quantity＝毒性等量）

ダイオキシン類は異性体ごとに毒性が異なるので、その毒性を評価する際には異性体のうちで最も強い毒性を示す2,3,7,8-ダイオキシンの毒性に換算するのが一般的で、その換算後の数値をTEQと呼びます。

μg（マイクログラム）

「μ」とは100万分の1を表す単位で、この場合100万分の1g（10⁻⁶g）をいいます。

ng（ナノグラム）

「n」とは10億分の1を表す単位で、この場合10億分の1g（10⁻⁹g）をいいます。

WECPNL値（Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level）

加重等価平均騒音レベルの略称です。測定は原則として連続して7日間行い、暗騒音より10dB以上大きい航空機騒音のピークレベル及び航空機の機数を記録するものとします。航空機騒音に関する環境基準に使われていますが、2007年12月に改定され、新たな評価指標として、時間帯補正等価騒音レベル（Lden）が採用される予定です。

[50音順]

アスベスト（石綿）

半永久的に分解・変質しにくく、環境への蓄積性が高い物質で、発がん性など健康影響も懸念されています。大気汚染防止法では、特定粉じんとして規定されています。

硫黄酸化物 → SO_x

一酸化炭素 → CO

一酸化窒素 → NO

陰イオン界面活性剤 → MBAS

化学的酸素要求量 → COD

環境基準

環境基本法に基づく、環境保全行政上の目標です。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について、それぞれ環境基準が定められています。

光化学スモッグ

自動車及び工場等から排出される窒素酸化物や炭化水素は、太陽からの強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、アルデヒドなど、オキシダント（酸化力の強い物質の総称）を二次的に生成します。これらの物質からできたスモッグを光化学スモッグといいます。光化学スモッグは、気温、風速、日射量などの気象条件の影響を大きく受け、日差しが強く、気温が高く、風の弱い日の日中に発生しやすいことが分かっています。

コプラナーPCB

コプラナーポリ塩化ビフェニルの略称。

自動車排出ガス

自動車エンジン排ガスで、汚染成分としては、一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物、ホルムアルデヒド、炭化水素類を含有します。燃料の種類あるいは運転状態によって発生するガスの成分は異なります。この排ガスの中には、特に有毒な鉛やベンゾピレンなどが含有されます。

臭気指数

臭気濃度の値の対数に 10 を乗じた数値です。臭気指数 = $10 \times \log_{10}$ (臭気濃度) で、例えば臭気濃度が 63 の場合、 $10 \times \log_{10} 63 \div 18$ で、臭気指数は 18 となります。

臭気濃度

人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで希釈した場合におけるその希釈倍数です。例えば、1000 倍に無臭空気希釈したときににおいを感じできなくなれば、臭気濃度 1000 の臭気となります。

深夜営業騒音規制

埼玉県生活環境保全条例により、飲食店、喫茶店、ポーリング場、バッテングセンター、ゴルフ練習場、一部の小売店・公衆浴場の深夜営業の騒音について規制しています。

水素イオン濃度 → pH

スモッグ

Smoke（煙）と Fog（霧）から合成された言葉で、大気が汚染された状態を総称していいいます。

生物化学的酸素要求量 → BOD

ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」で定義された、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をさします。いずれも毒性の強い物質ですが、日常の生活の中で摂取する微量では、急激な影響は出るとはないとされています。

ます。ダイオキシン類は、炭素・水素・塩素を含むものを燃やす際に発生してしまうもので、現在、日本で
の主な発生源はゴミ焼却施設です。発生を抑えるためには、ゴミの量を減らすことが必要です。

炭化水素 → HC

窒素酸化物 → NO_x

デシベル → dB

二酸化硫黄 → SO₂

二酸化窒素 → NO₂

ばい煙

大気汚染防止法では、「燃料等の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料等の燃焼または電気炉等の使用に
に伴い発生するばいじん、燃焼・合成・分解等の処理に伴い発生する有害物質」と定義されています。硫黄酸
化物には、亜硫酸ガスおよび無水硫酸が含まれます。ばいじんは、従来ススやその他の粉じんと称してい
たものであり、物の機械的処理などにおいて発生する粉じんは含まれません。また、ばい煙は物質を発生源側
から見て定義したものであり、この点で浮遊粉じん及び降下ばいじんと区別されます。有害物質として政令
で定められているものは、現在、カドミウム、塩素、塩化水素、弗化水素、鉛、窒素酸化物等です。

浮遊物質 → SS

浮遊粒子状物質 → SPM

ベンゼン

ベンゼン (C₆H₆) は、6個の炭素分子 (C) と6個の水素原子 (H) とからなる芳香族炭化水素で、
揮発性及び引火性が非常に高く、特徴的な臭いをもつ無色透明な液体です。ベンゼンの6個の炭素原子は6
角形の「ベンゼン環」を形成しています。

ベンゾ (a) ピレン

5個のベンゼン環が集まったもので、強い発ガン物質です。

要請限度

自動車騒音及び道路交通振動により、道路周辺の生活環境が著しくそこなわれていると認められるときに、
道路管理者または都道府県公安委員会に措置を要請する限度値です。

有機塩素系溶剤

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等が代表される物質で、高い脱脂力・低粘性・優れた揮発性
等の特徴があります。これらの有機塩素系化合物は、難分解であるとともに、IARC (国際がん研究機関)
によれば、人に対して発がん性を示す可能性があると評価されています。

参照：「埼玉県大気汚染常時監視システムホームページ」

<http://www.taiki-kansi.pref.saitama.lg.jp/kankyo/main>

「埼玉県環境部水環境課平成 20 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/20suishitsukekka.html>

「川崎市公害研究所ホームページ」

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30koken/home/home.htm>

入間市の環境調査概要

(平成 13 年度から平成 22 年度)

平成 23 年 10 月発刊

発	行	入 間 市
編	集	環境経済部 環 境 課
郵便番号		〒358-8511
住所		埼玉県入間市豊岡1-16-1
電話番号		04-2964-1111
F A X		04-2965-0232
メールアドレス		ir210100@city.iruma.lg.jp